

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 7-外1-5

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和8年7月31日

【会社名】 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー
(Morgan Stanley Finance LLC)

【代表者の役職氏名】 秘書役
(Secretary)
アーロン・ペイジ
(Aaron Page)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州
ニューヨーク、ブロードウェイ1585
(1585 Broadway, New York, New York
10036, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 庭 野 議 隆

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 塩 見 竜 一
同 早 田 尚 史
同 伊 藤 公 洋
同 香 西 佑 樹
同 上 部 大 樹
同 前 田 康 熙
同 鈴 木 世 那
同 平 田 真 乃 香
同 藤 澤 みなみ

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 11,125,000豪ドル（円貨額1,265,357,500円）
（円貨額は、2026年7月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1豪ドル＝113.74円を換算レートとして計算されている。）

【発行登録書の内容】

提出日	令和7年6月30日
効力発生日	令和7年7月8日
有効期限	令和9年7月7日
発行登録番号	7-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,800億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
7-外1-1	令和7年12月26日	1,069,287,000円	該当なし	
7-外1-2	令和8年1月30日	1,059,895,720円		
7-外1-3	令和8年2月27日	1,055,273,310円		
7-外1-4	令和8年3月31日	1,030,131,640円		
実績合計額		4,209,610,670円	減額総額	0円

【残額】(発行予定額－実績合計額－減額総額) 775,790,389,330円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

**[モルガン・スタンレー保証付 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー 2041年8月30日満期
 豪ドル建ゼロクーポン社債に関する情報]**

(注)

- 1 本書において、文脈上別意に解すべき場合を除き、「当社」とはモルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシーを意味する。
- 2 本書中に別段の表示がある場合を除き、「豪ドル」はオーストラリアの法定通貨を、「米ドル」および「米セント」はアメリカ合衆国の法定通貨を指す。

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	モルガン・スタンレー保証付 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー 2041年8月30日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債（別段の記載がある場合を除き、以下「本社債」という。）		
売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	25,000,000豪ドル	売出価額の総額	11,125,000豪ドル
売出しに係る社債の 所有者の住所及び氏 名又は名称	愛知県名古屋市中区錦三丁目23番21号 安藤証券株式会社（以下「売出人」という。）		
記名・無記名の別	記名式	各社債の金額	10,000豪ドル
利 率	該当事項なし		
利 払 日	該当事項なし		
満 期 日	2041年8月30日とし、修正翌営業日規則に従う。（注）		

摘要

- (1) 本社債は、2025年6月26日付で策定されたオファリング・サーキュラー（Offering Circular）（その後の随時の補足および／または修正および／または改訂および／または差替を含み、以下総称して「オファリング・サーキュラー」という。）に規定される社債（シリーズAおよびシリーズB）、ワラントおよび券面発行レギュレーションS/144Aプログラム（「本プログラム」）に基づきユーロ市場で発行され、オファリング・サーキュラーに規定された英国法準拠社債の発行要項に従うものとし、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーがこれを引き受ける。本社債は上場されない。
- (2) 本社債に係るモルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシーの支払債務は、2025年6月26日付の保証契約（その後の随時の補足および／または修正および／または改訂および／または差替を含み、以下「保証契約」という。）の条件に基づくモルガン・スタンレー（保証会社としての資格における同社を以下「保証会社」という。）の保証の対象となる。当該保証の内容および条件等については、下記「2 売出しの条件」を参照のこと。
- (3) 本社債について、発行会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付けはない。

(4) 本社債は預金または貯蓄口座ではなく、米国連邦預金保険公社または他の政府機関もしくは預金保護制度（国を問わない。）による保険を受けておらず、また、本社債は銀行の債務ではなく、銀行による保証は付されていない。

(5) 欧州経済領域（「EEA」）における個人投資家に対する販売の禁止：

本社債は、EEAにおける個人投資家に対して、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされることを企図しておらず、募集され、販売され、またはその他の方法で入手可能とされるべきではない。これらの目的上、個人投資家とは、以下のいずれか（または複数）に該当する者をいう。

(a) 指令第2014/65/EU号（その後の改正を含み、以下「MiFID II」という。）第4条第1項(11)において定義される個人顧客。

(b) EU指令第2016/97号（その後の改正を含む。）の意味における顧客（かかる顧客が、MiFID II第4条第1項(10)において定義されるプロ顧客として認められない場合）。

(c) EU規則第2017/1129号（その後の改正を含む。）において定義される適格投資家ではない者。

結果的には、EEAにおける個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることに関し、EU規則第1286/2014号（その後の改正を含み、以下「PRIIPs規則」という。）により求められる重要情報書面は作成されておらず、その予定もない。したがって、EEAにおける個人投資家に対して、本社債の募集もしくは販売またはその他の方法で本社債を入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき違法となる可能性がある。

(6) 英国における個人投資家に対する販売の禁止：

本社債は、英国における個人投資家に対して、募集され、販売され、分配され、またはその他の方法で入手可能とされることを企図しておらず、募集され、販売され、分配され、またはその他の方法で入手可能とされるべきではない。これらの目的上、英国における個人投資家とは、以下のいずれか（または両方）に該当する者をいう。

(a) 英国法の一部を構成するEU規則第600/2014号第2条第1項(8)において定義されるプロ顧客に該当しない者。

(b) 2024年公募・新規上場規則の別表1第15項において定義される適格投資家に該当しない者。

結果的には、英国における個人投資家に対して、本社債の募集、販売もしくは分配またはその他の方法で本社債を入手可能とすることに関し、FCA商品開示規則集（「DISC」）により求められる開示書面は作成されておらず、その予定もない。したがって、英国における個人投資家に対して、本社債の募集、販売もしくは分配またはその他の方法で本社債を入手可能とすることは、DISC及び2024年消費者向け複合投資（指定活動）規則に基づき違法となる可能性がある。

(注) 「修正翌営業日規則」とは、該当の日が営業日でない場合、翌営業日とする（翌営業日が翌暦月となる場合は前営業日とする）ことを意味し、また「営業日」とは、土曜日および日曜日を除く日のうち、法定休日または東京、シドニー、ニューヨーク市もしくはロンドンにおいて金融機関が法令上休業を認められるかもしくは要求される日に該当しない日をいう。

2【売出しの条件】

売 出 価 格	額面の44.50%
申 込 期 間	2026年8月3日より2026年8月27日まで
申 込 単 位	額面10,000豪ドル
申 込 証 拠 金	該当事項なし
申込受付場所	売出人の日本国内の本店、各支店および各営業部店
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし

摘要

(1) 本社債は2026年8月28日にユーロ市場で発行され、2026年8月31日に日本で受渡しが行われる。

(2) 本社債の申込および払込みは、本社債の申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従って行われる。売出人に外国証券取引口座を開設していない申込人は、こ

れを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から直接または登録金融機関を通じて申込人に対し外国証券取引口座約款が交付される。申込人が外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、外国証券取引口座約款に従い本社債の券面は交付されない。

- (3) 本社債は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、「証券法」）または米国の州証券法に基づき登録されておらず、今後もその予定はない。いかなるときにおいても米国（米国の領土、属領および米国の管轄に服するその他一切の地域を含む。）内で、または米国人に対し、米国人の計算でもしくは米国人のために、直接・間接に、本社債の募集、売出し、売買または売付けをすることはできない。本段落で用いる用語は、証券法に基づくレギュレーションS（「レギュレーションS」）において定義された意味を有する。

売出社債のその他の主要な要項

本社債は、発行兼支払代理人契約（下記において定義する。）に従いモルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー（「発行会社」）が発行する社債の1シリーズである。

発行会社が本プログラムおよび発行兼支払代理人契約（下記において定義する。）に基づき発行する本社債に係る発行会社の支払債務は、2025年6月26日付の保証契約（その後随時の補足および／または変更および／または改訂および／または差替を含み、以下「保証契約」という。）に基づくモルガン・スタンレー（保証会社としての資格における同社を以下「保証会社」という。）の保証の対象となる。

本社債は、モルガン・スタンレー、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー（「MSIピーエルシー」）、モルガン・スタンレー・ビー・ヴィー（「MSBV」）、モルガン・スタンレー・ヨーロッパ・エスイー（「MSESE」）、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社（以下「決定代理人」という。）、発行会社、モルガン・スタンレー・ファイナンス・ツー・リミテッド、登録機関としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エイ／エヌ・ヴィー（ルクセンブルク支店）（以下「登録機関」といい、これには本社債に関し随時任命される承継登録機関を含む。）、契約中に記載される各名義書換代理人（登録機関と総称して以下「名義書換代理人」といい、これには本社債に関し随時任命される承継名義書換代理人および追加名義書換代理人を含む。）および財務代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（ロンドン支店）（JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ、ロンドン支店の承継人である）（以下「財務代理人」といい、これには本社債に関し随時任命される承継財務代理人を含み、契約に従い任命された追加の支払代理人と総称して「支払代理人」といい、これには本社債に関し随時任命される承継支払代理人を含む。）の間で2025年6月26日付で締結された発行兼支払代理人契約（その後随時の修正、改訂および／または差替を含み、以下「発行兼支払代理人契約」という。）に従っている。財務代理人は、当初計算代理人も兼任する。以下、「代理人」とは、支払代理人および名義書換代理人を意味する。

発行兼支払代理人契約および保証契約の写しは、各支払代理人の指定事務所において通常の営業時間内に社債権者の閲覧に供される。

以下に本社債の要項（「社債要項」）を記載する。

1. 様式、単位および権利

1.1 様式

発行会社は、本社債を記名式で発行する。

本社債は、包括社債券の様式で発行され、包括社債券に記載される一定の状況において個別社債券に交換可能である。

本社債は額面10,000豪ドル（「額面金額」）で発行される。

1.2 権利

本社債の所有権は、発行兼支払代理人契約の規定に従って登録機関が管理する社債登録簿（「社債登録簿」）に登録することにより移転する。社債の券面（個別に「本個別社債券」）は、本社債の各保有者に対し、その登録された保有に関して発行される。各本個別社債券には券面番号が付され、社債登録簿に記載される。「保有者」とは、当該時点において社債登録簿上に登録されている本社債の名義人（共同保有の場合には、社債登録簿上最初に氏名が記載されている者）をいい、「社債権者」も同様に解釈される。

1.3 保有

本社債の保有者は（法により別段求められる場合を除き）、（該当の本社債の期日が経過しているか否かを問わず、またこれに対する所有権、信託その他の利害の通知、その券面上の記述もしくは本社債に関する本個別社債券上の記述（裏書方式の譲渡を除く）または従前における喪失もしくは盗失の通知にもかかわらず）あらゆる目的においてその絶対的な所有者とみなされ、いかなる者も当該保有者をそのようにみなすことにつき、責任を負うものではない。

1.4 譲渡

下記第1.7項（登録停止期間）および第1.8項（譲渡および登録に関する規則）に従うことを条件として、本社債は、登録機関または譲渡代理人の指定事務所において、必要事項を記載した裏書形式による譲渡証書が付された該当の本個別社債券を、当該登録機関または（場合により）当該譲渡代理人が譲渡人の

所有権および譲渡証書に署名した個人の権限を証明するために合理的に要求する証拠を添えて引き渡すことにより譲渡することができる。ただし、本社債は、譲渡される本社債の元本金額および（保有者の保有する本社債の全部が譲渡されない場合は）譲渡されない本社債の残高に係る元本金額が指定券面額でない場合は譲渡することができない。引き渡された本個別社債券の表章する本社債全部について譲渡対象とされていない場合、譲渡人に対して、本社債の残高につき新規の本個別社債券が発行される。発行会社は、米国人（レギュレーションSに定義される。）または米国内に所在する者に対する本社債の譲渡の承諾を拒否する権利を有する。

1.5 登録および交付

登録機関は、上記第1.4項（譲渡）に基づく本個別社債券の引渡しから5営業日以内に当該譲渡を登録し、その指定事務所もしくは（場合により）譲渡代理人の指定事務所において、または（当該保有者の請求により、その危険負担において）当該保有者が特定した住所宛の無保険の第1種郵便（海外宛ての場合は航空便）による郵送で、譲渡された本社債と同額の元本金額を記載した新規の本個別社債券を、関連する各保有者に対して交付する。本第1.5項にいう「営業日」とは、登録機関または（場合により）譲渡代理人が指定事務所を置く都市において商業銀行が営業（外貨取引を含む。）を行う日をいう。

1.6 費用

本社債の譲渡は、発行会社もしくは登録機関または譲渡代理人、あるいはそれらを代理する者が費用を負担することなく行われるが、当該譲渡との関連で賦課または課税されるあらゆる性質の公租公課は、登録機関または（場合により）当該譲渡代理人の請求により補償される。

1.7 登録停止期間

本社債の保有者は、当該本社債の元利金の支払期日前15日間において譲渡の登録を要求することができない。

1.8 譲渡および登録に関する規則

本社債の一切の譲渡および社債登録簿への記入にあたっては、発行兼支払代理人契約に別紙として添付される本社債の譲渡に関する細則に従う。この規則は、登録機関の事前の書面による承認を得て、発行会社によって変更される場合がある。現行規則の写しは、これを書面で請求した本社債の保有者に対し、登録機関から（無料で）郵送される。発行会社は、米国人（レギュレーションSにおいて定義される。）または米国内に所在する者に対する本社債の譲渡の承諾を拒否する権利を有する。

2. 地位

2.1 本社債の地位

本社債は発行会社の直接かつ一般的な義務を構成し、本社債間では他の本社債と同順位である。

2.2 保証契約の地位

発行会社が発行する本社債に係る保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件かつ無担保の債務を構成し、かかる債務の間に優劣はなく、保証会社が現在または将来において負担する他のあらゆる未払の無担保非劣後債務と同順位である。ただし、倒産等の場合には、債権者の権利に影響を及ぼす法律により許容される範囲に限られるものとする。

3. 利息

3.1 利息

本社債には利息は付されない。

3.2 延滞時の支払

本社債の償還金額の支払が不当に留保されまたは拒否された場合、その後の各社債の償還金額は、計算金額（以下に定義する。）に次の割合を乗じたものとする。

参照価格（以下に定義する。） × (1 + 償却利回り（以下に定義する。))ⁿ

「n」とは、2026年8月31日（同日を含む。）から、(i)当該日までに本社債について支払われるべき金額の全額が本社債の保有者によってまたは本社債の保有者のために受領された日、または(ii)財務代理人が、本社債の保有者に対する通知の日から15営業日後の日までに本社債について支払われるべき金額の全額を受領した旨を本社債の保有者に通知した日の15営業日後の日（ただし、その後支払の不履行があったときを除く。）の、いずれか早い日（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360)(ISDA)（以下に定義する。）に基づき算出される。

4. 償還および買入れ

4.1 約定償還

本社債は、従前に償還、買入れまたは消却が行われていない限り、社債要項第5項（支払）の定めに従い2041年8月30日（「満期日」）に額面で償還される。

4.2 買入れ

モルガン・スタンレー、発行会社またはそれぞれの関連会社は、本社債を何時でも公開市場その他を通じて任意の価格で買入れることができる。

4.3 消却

償還された本社債の全部は消却され、また、モルガン・スタンレー、発行会社またはそれぞれの子会社がいずれもこれを再発行または再販売することはできない。

4.4 証券法令の遵守

本社債の保有者が、米国人（レギュレーションSにおいて定義される。）であると判断された場合、発行会社は、(i)米国人（レギュレーションSにおいて定義される。）以外の者に対して、当該保有者が有する当該本社債に係る持分を売却させるか、もしくは当該保有者を代理してかかる持分を売却する（当該取引後、かかる非米国人は本社債の包括社債券に係る受益権を受領することとなる。）権利、または(ii)当該本社債を終了および消却する権利を有する。上記に従い本社債が終了および消却された場合でも、当該社債権者には何らの金員も支払われず、発行会社は、当該本社債について以後何らの義務も負わないものとする。

5. 支払

5.1 元本

元本の支払は、豪ドル建てで振り出された小切手により、または財務代理人の指定事務所に対して当該支払の期日の15日前までに本社債の保有者が申請した場合には、支払受領者がシドニーの銀行において維持する豪ドル建て口座に振り込むことにより、または（償還の場合）支払代理人の指定事務所における当該本個別社債券の引渡し（一部のみの支払の場合、裏書き）により、行われる。

5.2 会計関連法令に基づく支払

本社債に関する一切の支払は、いずれの場合も、(i)適用される会計その他の法令（ただし、社債要項第6項（課税）の規定を損なうことなく）および(ii)1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）第1471条(b)に定める合意に基づき要求される源泉徴収または控除あるいは同法第1471条ないし第1474条、同法に基づく規則もしくは合意、同法の公式解釈または同法に関する政府間対応を実施する法律に基づき課される源泉徴収または控除に従って（ただし、社債要項第6項（課税）の規定を損なうことなく）行われる。かかる支払に関して、社債権者にはいかなる手数料または費用も請求されない。

5.3 支払営業日における支払

支払が口座送金によって行われる場合、（支払期日付け、または支払期日が支払営業日（下記において定義する。）に該当しない場合は翌支払営業日付けで）支払指図が行われ、また支払が小切手によって行われる場合、小切手は、支払期日と、支払代理人の指定事務所における当該本個別社債券の引渡し（または、一部のみの支払の場合、裏書き）の日のうちいずれか後に到来する日に郵送される。本社債券の保有者は、(A)支払期日が支払営業日に該当しないこと、または(B)社債要項第5項に従って郵送された小切手が支払期日後に到着したか、または郵送中に紛失したことに起因する支払の遅延に関して、利息その他の支払を受領することはできない。

本項において「支払営業日」とは、東京、シドニー、ニューヨーク市およびロンドンにおいて外貨取引が行われる日をいう。

5.4 一部支払

発行会社は、支払代理人が本社債に関し一部のみを支払った場合、かかる支払の金額および日付を社債登録簿に記載し、また本個別社債券の呈示に対して一部の支払が行われた場合、かかる支払の金額および日付の明細をかか本個別社債券に裏書きすることをあつせんする。

5.5 基準日

本社債に関する各支払は、かかる支払の期日の15日前（「基準日」）において、登録機関の指定事務所所在地における営業終了の時点で、社債登録簿に保有者として記載されている者に対して行われる。本社債に関する支払が小切手で行われる場合、当該基準日の営業終了の時点で、社債登録簿に保有者の住所として記載される住所宛に当該小切手を郵送する。

5.6 通貨の利用不能

発行会社が、本社債の元本ならびに割増金および／または利息の支払に当たって指定通貨を利用できない場合（為替管理の発動その他発行会社の制御を超える状況によるか、または指定通貨の発行国政府が当該通貨の使用を中止し、もしくは国際的な銀行業界における公共の機関が取引の決済にこれを用いなく

なったことによるかを問わない。) (かかる場合、当該本社債について「通貨の利用不能事由」が発生したものとみなされる。)、発行会社は、支払日において、当該支払日または直近の実施可能な日付の実勢為替相場に基づき米ドル建てで支払を行うことにより、社債権者に対する義務を充足することができる。この相場は、当該支払日の2営業日前のニューヨーク市時間午前11時頃に、相場提示ディーラーが、

- (i) 支払日における決済のため、指定通貨を米ドルで、
- (ii) かかる本社債の保有者または実質所有者に支払うべき指定通貨の金額の合計において、かつ、
- (iii) 該当のディーラーが契約履行を約する条件で

購入するために、為替相場決定代理人が公認の外国為替ディーラー3社から受領する、ニューヨーク市における買い気配値の最高値を基礎とする。

かかる買い気配値が入手できない場合、為替相場決定代理人は、その合理的な裁量により、市場為替相場を決定することができる。為替相場決定代理人による一切の決定は、明白な誤りのない限り、あらゆる目的において確定的であり、発行会社、保証会社および社債権者に対して拘束力を有する。プライシングサプリメントに別段注記される場合を除き、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーが為替相場決定代理人を務める。為替相場決定代理人がモルガン・スタンレーの関連会社でない場合は、相場提示ディーラーの1社がこれを務める場合がある。

なお、必要な支払が利用不能な指定通貨建てである場合、実勢為替相場に基づき米ドル建てで支払が行われても、期限の利益喪失事由とはならない。

6. 課税

6.1 金融取引税の導入

金融取引税の導入が発生した場合、発行会社は、(a)その合理的な裁量により、即時効力を生じるものとして、金融取引税の導入により本社債に関連して発行会社およびその関連会社に生じる経済的影響を相殺するために、支払われるべき金額および／もしくはその他の価額または社債要項の条件を下方調整することにより、本社債の要項を変更することができ、また、(b)その後のいずれかの時点において、金融取引税の導入により上記(a)に基づく調整によって相殺されなかった追加的な損失(かかる金額を「追加税」という。)を発行会社(関連会社を含む。)が被ったと、発行会社が誠実かつ商業上合理的に判断した場合、発行会社は、次の支払日(およびその後の各支払日)に本社債について本来支払われるべき金額を、追加税の金額を上限とする金額分減額することができる。かかる調整については、合理的に可能な限り速やかに社債権者に通知する。本来であれば法の変更またはヘッジ費用の増加(該当する場合)に該当するはずの事由または状況が、同時に金融取引税の導入にも該当する場合、かかる事由または状況は、金融取引税の導入とみなされる。

「金融取引税の導入」とは、本社債の取引日以降に、適用ある法律または規制(欧州連合を含む各法域において、金融商品の譲渡、発行、変更または償還について支払われるべき税に関する金融取引税制度の導入に係る法律または規制を含むが、これに限定されない。)の採択または改正により、発行会社が、(A)本社債もしくはその一部を締結、変更もしくは解約し、本社債に基づく自己の義務を履行(疑義を避けるために付言すると、株式その他の資産を交付する義務もしくは権利の行使を含む。)するうえで、または、(B)本社債に関する自己の義務を引き受け、また、履行するリスクをヘッジするために必要とみなした取引もしくは資産を取得、設定、再設定、代替、維持、解消もしくは処分するうえで、または、(C)当該取引もしくは資産の換価処分、手取金の回収もしくは送金を行ううえで、発行会社または関連会社が税、譲渡税、関税、印紙税、印紙税準備税、経費または手数料(委託手数料を除く。)の金額の著しい増加を被るまたは被ったと、誠実かつ商業上合理的に判断した場合をいう。ただし、発行会社が、法律または規制の採択または改正が、当該法域において類似の取引またはヘッジを行った場合に投資家一般に適用されるような内容のものであると判断することを条件とする。

「ヘッジ費用の増加」とは、発行会社が、(A)優先株式に関する自己の義務を引き受け、また、履行するリスクをヘッジするために必要とみなした取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解消もしくは処分、または(B)当該取引もしくは資産の換価処分、手取金の回収もしくは送金に関する公租公課、費用または手数料(委託手数料を除く。)の金額の(取引日に存在する状況と比較して)著しい増加を被ることをいう。ただし、発行会社の信用悪化のみを要因として被った当該金額の著しい増加は、ヘッジ費用増加とはみなされない。

6.2 米国の租税

本社債に係る支払は、米国もしくはその行政上の下部組織またはこれらの課税当局もしくは課税機関によってまたはこれを代理して課される現在または将来の租税のためのまたはこれを理由とする源泉徴収または控除なく行われる。ただし、法律に基づき公租公課の源泉徴収または控除が求められる場合はこの限りではない。源泉徴収を回避するために、本社債の実質所有者(または米国人以外の実質所有者に代わって本社債を保有する金融機関)は、現行の適用法により、実質所有者が偽証した場合は罪に問われることを了解したうえで自らが米国人でないことおよび一定の社債については、適格条約(オファリング・サーキュラーの「米国連邦課税」に定義される。)上の恩恵を受ける資格を有することを証する、適切なIRS様式W-8を適時に提出することを要求される。

6.3 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のような支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決め、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- (i) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20%（15%の国税と5%の地方税）（2047年12月31日までの期間については、税率は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）、2048年1月1日以降については、税率は20.15%（15.15%の国税と5%の地方税））の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- (iii) 日本国の居住者である個人に関し、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益については、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- (iv) 本社債に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、原則として日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

7. 期限の利益喪失事由

7.1 期限の利益喪失事由

下記事由（それぞれ「期限の利益喪失事由」）のいずれかが発生し継続している場合、すなわち、

(a) 不払

本社債の元本をその支払期日から30日以内に支払わない場合、または本社債の利息をその支払期日から30日以内に支払わない場合

(b) 倒産等

(i) 発行会社が倒産または債務をその履行期に支払うことができなくなった場合、(ii) 発行会社またはその事業、資産もしくは収益の全部もしくは大部分に関して管理人または清算人が任命された場合（合併、組織再編または倒産時の再建を目的としまたはこれに従って行われる場合を除く。）、(iii) 発行会社が債権者一般との間でまたはその利益のために和解手続を講ずる場合、または(iv) 発行会社の閉鎖、清算または解散が命令されたかこれに関して有効な決議が可決され（合併、組織再編または倒産時の再建を目的としまたはこれに従って行われる場合を除く。）、かつかかる命令または有効な決議がなされてから60日を経過してもかかる命令または有効な決議が効力を有し、撤回、取消しまたは破棄されていない場合、

本社債の元本総額の25%以上を有する社債権者は、発行会社に対する（かつ発行会社または財務代理人の指定事務所に交付される）書面通知をもって、本社債の期限の利益喪失を宣言することができ、これにより本社債は、何ら追加的な行為または手続も要することなく、その期限前償還金額で支払われるべきこととなる。かかる宣言の通知は、社債権者に対しても速やかに（当該宣言が行われてから10日以内に）行われる。

本項において「期限前償還金額」とは、(a) 当該本社債の計算金額に(b) 以下の算式に従って算出される比率を乗じて得られる積に等しい金額をいう。

$$\text{参照価格} \times (1 + \text{償却利回り})^n$$

本項において、

「計算金額」とは、10,000豪ドルをいう。

「参照価格」とは、44.50%である。

「償却利回り」とは、年率5.547%を小数で表示したものである。

「n」とは、2026年8月31日（同日を含む。）から当該本社債の履行期が到来し支払われるべきものとなった日（同日を含まない。）までの年数であり、日数計算式(30/360)(ISDA)に基づき算出される。

「日数計算式(30/360)(ISDA)」とは、ある期間（「計算期間」）に係る金額の計算に関し、計算期間の日数を360で除して得られる数を意味し、その際の計算式は次のとおりとする。

$$\text{日数計算式(30/360)(ISDA)} = \frac{[360x(Y_2 - Y_1)] + [30x(M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

「Y₁」は、計算期間の初日が属する年を示す数値を意味する。

「Y₂」は、計算期間末日の翌日が属する年を示す数値を意味する。

「M₁」は、計算期間の初日が属する暦月を示す数値を意味する。

「M₂」は、計算期間末日の翌日が属する暦月を示す数値を意味する。

「D₁」は、計算期間に属する最初の暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31である場合には、D₁は30とする。

「D₂」は、計算期間末日の翌暦日を示す数値を意味する。ただし、その数値が31であり、かつD₁が29より大きな数値である場合には、D₂は30とする。

本書のいかなる規定も、保証会社が倒産したこと、保証会社について合衆国法典第11編に基づく手続が開始されたこと、2010年ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法第2編に基づき保証会社について財産保全管理人が選任されたこと、もしくは連邦もしくは州の倒産、支払不能、破綻処理等に関するその他の適用法の適用が開始されたことのみを受けてもしくはこれに直接・間接に関係することを理由として、または、保証会社もしくはその財産について財産保全管理人、破産・更生手続における譲受人・管財人、清算人、仮差押人もしくはこれらに類する者が選任されたこともしくはかかる者が保証会社もしくはその財産の占有を取得したことのみを受けてもしくはこれに直接・間接に関係することを理由として、または、保証会社もしくは保証会社の債権者もしくは財産についてその他同様の司法もしくは規制上の手続が開始されたことのみを受けてもしくはこれに直接・間接に関係することを理由として、発行会社または保証会社に対して救済手段を行使する権利を社債権者に付与するものとはみなされない。上記にかかわらず、社債権者は、本項(b)に定める期限の利益喪失事由が発生した場合、発行会社に対して救済手段を行使することができる。

7.2 期限の利益喪失の取消しおよび債務不履行の免除

一定の状況において、期限の利益喪失事由の一部または全部（期限の利益喪失により支払期の到来した本社債の元本の不払を除く。）が治癒、免除またはその他の方法で是正された場合、本社債の元本金額の過半数に係る保有者（一体となって議決権を行使する。）は、本社債に関する従前の期限の利益喪失の宣言を取り消し、または従前の不履行を免除することができる。ただし、当該本社債につき、元本または割増金もしくは利息の支払に関して不履行が継続している場合、その不履行を免除することはできない。

8. 違法性および規制上の事由

発行会社は、適用される現在または将来の政府、行政、立法または司法当局の法律、規則、規制、判決、命令または指令を発行会社または（場合により）保証会社が誠実に遵守した結果、本社債に基づく発行会社による履行または保証契約に基づく保証会社の義務の保証会社による履行の全部または一部が違法となったか、または違法となる旨を、発行会社が判断した場合には（「違法事由」）、本社債を、（決定代理人の合理的な裁量により決められた、以下の段落に定める金額で）期限前償還する権利を有する。

発行会社が前段落に従い本社債を期限前償還することを決定したときには、発行会社は、社債権者に対して5営業日以上前の通知を行い、違法事由が発生したことを受けて、当該通知に定める償還日に本社債を期限前償還する旨を知らせなければならない。かかる状況において、発行会社は、適用法により許容される場合および許容される範囲で、当該償還直前における本社債の公正市場価額（上述した違法事由を考慮しない価額。）であると決定代理人が合理的な裁量で判断した金額から、関連ヘッジ取引の解約に際して発行会社（もしくは関連会社）が負担した経費または発行会社（もしくは関連会社）が実現した損失（当該経費または損失の額は、決定代理人が合理的な裁量で決定する。）を差し引いた金額を、各本社債について各社債権者に支払う。本社債に基づく発行会社の義務は、プライシングサプリメントにおいて行った選択に基づき、上記規定に従い支払われるべきであると決定代理人が決定した金額を各本社債について支払った時点で完全に履行されたこととなる。

発行会社はまた、かかる状況において合理的に可能な限り速やかに、違法事由の発生について財務代理人および決定代理人に通知するものとする。

9. 時効

本社債の元利金に係る請求権は、かかる当該個別社債券が該当の関連日から10年以内に支払のために引き渡されなければ無効となる。

本項において「関連日」とは、いずれかの支払に関して、(a)当該支払の期限が初めて到来する日、または(b)当該期日までに財務代理人が支払われるべき金額の全額をシドニーにおいて受領していない場合において、全額が受領されたことが社債権者に通知された日のうち、いずれか遅い方の日を意味する。

10. 本社債の代り券

本社債または本個別社債券が紛失、盗失、毀損、汚損または破損した場合には、適用される一切の法律に従って、登録機関（また、本社債が、当該時点において、特定の場所において支払代理人または名義書換代理人を任命することを要求する上場機関、証券取引所および／または価格決定システムにより上場、売買および／または気配表示を許可されている場合は、当該上場機関、証券取引所および／または価格決定システムの要求する場所に指定事務所を置く支払代理人または名義書換代理人）の指定事務所で、通常の営業時間内に、その代り券の発行に関して発生する費用を請求者が支払った上で、また発行会社が合理的に要求する証拠、担保、補償その他の条件に従って、代り券が発行される。毀損または汚損した本社債または本個別社債券は、代り券が発行されるよりも前に引き渡されなければならない。

11. 代理人

各代理人は、発行兼支払代理人契約に基づき、また本社債に関して行為する場合は、発行会社の代理人としてのみ行為し、社債権者に対し義務を引き受けたり、またはこれらに関して代理人もしくは信託の関係を引き受けたりするものではない。かかる代理人に求められる計算・決定機能は、すべて当該代理人が決定する者に委任することができ、また代理人または発行会社が本社債に関して付与、表明、実施または入手した通知、意見、決定、証明、計算、見積りおよび判断は、すべて（明白な誤りまたは故意の不正行為がない限り）発行会社および社債権者を拘束し、かつ（上記に従うことを条件として）代理人または発行会社のいずれかが、本社債に関する権限、義務および裁量を行使または行使しなかったことに関して、社債権者（またはそのいずれか）に対していかなる責任も負わない。決定代理人は、専門家として行為するのであって、発行会社または社債権者の代理人として行為するのではない。決定代理人による一切の決定、検討および判断は、明白な誤り、故意の不履行または悪意のない限り、確定的であり、拘束力を有するものとし、決定代理人は、自らの故意の不履行または悪意ある場合を除き、かかる決定について何らの責任も負わない。

当初代理人およびその当初指定事務所は、下記のとおりである。

名称 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
住所 EC4V 4LA ロンドン市、クイーン・ビクトリア・ストリート160

当初計算代理人は財務代理人である。発行会社は、常に代理人を変更または解任し、後任の財務代理人および登録機関もしくは計算代理人、または追加もしくは後任の支払代理人を任命する権利を留保する。ただし、次の条件に従う。

(i) 本社債に関して、常に財務代理人が任命されていること、および、

(ii) 発行会社が常に計算代理人を維持していること

支払代理人またはその指定事務所に変更が生じた場合には、社債要項第14項（通知）に従い社債権者に対して速やかに、かつ、いかなる場合もかかる変更が確認されてから15営業日以内に、これを通知する。

12. 社債権者集会および修正

12.1 社債権者集会

発行兼支払代理人契約には、本社債に関する事項（社債要項の規定の修正を含み、かかる修正は特別決議で承認された場合に行うことができる。）について検討する社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。当該集会は発行会社がこれを招集することができ、また発行済未償還本社債の額面金額の10%以上を有する社債権者が書面により請求した場合には、発行会社はこれを招集しなければならない。招集された集会において特別決議につき議決権行使するための定足数は、発行済未償還本社債の元本総額の過半数を保有または表章する2名以上の者とし、また延会においては、保有または表章される本社債の元本総額にかかわらず、社債権者もしくはその代理人である2名以上とする。ただし、留保事項については、発行済未償還本社債の元本総額の4分の3以上（延会の場合は4分の1以上）を保有または表章する2名以上の者によって定足数が構成される社債権者集会で可決された特別決議によってのみこれを承認することができる。当該集会で正当に可決された特別決議は、出席の有無にかかわらずすべての社債権者を拘束する。また、社債権者集会の通知を当該時点において受領する権利を有する全社債権者により、またはこれを代理して署名された書面決議は、特別決議効力を有するものとみなされる。かかる書面決議は、1通の書面または同一様式の複数の書面に記載することができ、そのいずれも、1名以上の社債権者により、またはこれを代理して署名される。

本項において、「特別決議」とは、投票された議決権の4分の3以上の多数により正当に招集・開催された集会で可決された決議をいう。

「留保事項」とは、本社債の元利金の支払予定日の変更、本社債につきいずれかの日付で支払われる元利金の減額、本社債に関する支払額の計算方法もしくは支払日の変更、本社債に基づく支払に係る通貨の

変更または社債権者集会に係る定足数の要件もしくは特別決議の可決に必要な多数要件の変更に関する提案をいう。

12.2 修正

本社債、社債要項、保証契約および捺印証書は、発行会社が次の各号に該当すると合理的に判断する修正については、社債権者の同意なく修正することができる：

- (i) 明白な誤りの是正、または形式的、軽微もしくは技術的な性質の修正、
- (ii) 曖昧性を解消または瑕疵のある規定を是正もしくは補足するための修正、
- (iii) 是正しなければ、是正対象の条件が本社債の販売時およびその後の取引時に意図された条件を表章しなくなる場合における、誤りもしくは脱漏を是正するための修正、
- (iv) あるいは社債権者の利益を重大に損なわない修正。

発行兼支払代理人契約の当事者は、その規定の修正に合意することができるが、発行会社は、かかる修正が本第12.2項の上記の類型に該当する修正でない限り、社債権者の同意なくかかる修正に合意してはならない。

12.3 社債権者の利益

社債要項に関して、発行会社および財務代理人は、社債権者一体としての利益を考慮しなければならない。また特に、発行会社および財務代理人は、個々の社債権者に関して、これらが目的の如何を問わずある特定の地域に所在もしくは居住し、またはその他当該地域と関係性を有するかその管轄に服していることにより、かかる社債権者に生ずる影響（ただしこれらに限定されない。）については考慮しない。

12.4 可分性

社債要項の規定のいずれかが無効であるか無効となった場合にも、その他の規定の有効性に何ら影響を及ぼすものではない。

13. 追加発行

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、あらゆる点について（または初回の利払を除くあらゆる点について）本社債と同一の条件を有する追加の社債を、本社債と同一のシリーズを構成するように随時追加的に設定し発行することができる。

14. 通知

確定様式による本社債の保有者に対する通知は、社債登録簿に記載される当該保有者の各住所宛に、第1種郵便（またはそれと同等のもの）または（海外の住所に宛てた場合）航空便により送付され、包括様式による本社債の保有者に対する通知は、ユーロクリアおよび／もしくはクリアストリーム・ルクセンブルグならびに／またはその他の関連決済機関による当該本社債の保有者への連絡のために、上記機関に該当の通知を交付することにより送付される。かかる通知はいずれも、郵送の日から4日後に受領されたものとみなされる。

非上場の本社債の社債権者に対する通知は、プライシングサプリメントに指定されるとおり、新聞、ウェブサイトその他において公表される場合がある。

社債要項の他の条項にかかわらず、発行会社、計算代理人、決定代理人またはその他の当事者が社債権者に対しまたは本社債が上場されもしくは取引されることが承認されている証券取引所に対し、社債要項に従って通知期限までに通知を行わないことそれ自体は、当該通知が関係する決定、調整、事象または他の事項の有効性に影響を与えない。

15. 損害

発行会社または代理人は、本社債に関して期日に支払われなかった金員または期日に引き渡されなかった資産の支払日までの利息を除き、いかなる場合も間接的、偶発的、派生的その他の損害に対し（かかる損害の可能性が通知されていたか否かにかかわらず）責任を負わない。社債権者は、損害賠償を受ける権利のみを有しており、本社債の特定の履行に関する救済を受ける権利を有しない。

16. 端数処理

社債要項に記載される計算について（当該社債要項に別段特定される場合を除き）、(a)かかる計算の結果得られた百分率についてはすべて、必要があれば小数点以下第6位以下を四捨五入し（すなわち0.000005%は0.00001%となる。）、(b)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られた米ドル貨額はすべて、1米セント未満を四捨五入し（すなわち0.5米セントは1米セントに切り上げられる。）、また(c)かかる計算において用いられるかまたはその結果得られた豪ドル額はすべて、その小数点以下第3位以下を四捨五入する（すなわち0.005豪ドルは0.01豪ドルに切り上げられる。）。

17. 発行会社の代替

17.1 モルガン・スタンレー・グループ法人による発行会社の代替

発行会社は、本第17項に定める条件に従い、ただし社債権者の同意を得ることなく、本社債の主債務者としての発行会社の地位を、モルガン・スタンレーまたはモルガン・スタンレーの子会社に代替させることができる。ただし、モルガン・スタンレーが代替発行会社となる場合を除き、かかる代替

が行われる本社債の元本、プレミアム、利息および補足支払金（もしあれば）が、満期その他により支払期日が到来した時点で支払われることについて、モルガン・スタンレーによる保証に基づき全額無条件かつ取消不能で保証されることを条件とする。さらに、社債権者が、保証の条件に基づき、（保証会社としての）モルガン・スタンレーに対して直接訴訟を提起する前に、代替法人に対して求償権を行使することを要求されないことを条件とする。

17.2 モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人による発行会社の代替

発行会社または保証会社は、本第17項に定める条件（第17.6項（モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人による代替時の償還請求権）に基づく社債権者の権利を含む。）に従い、ただし社債権者の同意を得ることなく、発行会社または（場合により）保証会社が、発行会社または（場合により）保証会社について、支払不能、財産保全管理人の選任もしくは発行会社もしくは（場合により）保証会社の法域における同等の事由、規制上の理由により強制される投資の引揚げ、規制上の免許要件を充足するために必要とされる行為、または支配権の変更のうちいずれかの事由（以下「代替事由」という。）が発生したと判断した場合、自己の地位を、モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人に代替させることができる。ただし、かかる法人が、該当する代替事由の発生の直前において、少なくとも1社以上の国際資本市場において標準的に採用される格付機関（S&P、ムーディーズおよびフィッチを含むがこれらに限定されない。）から代替される発行会社または（場合により）保証会社と同等以上の長期信用格付けを取得していることを条件とする。

17.3 代替の条件

前第17.1項（モルガン・スタンレー・グループ法人による発行会社の代替）または第17.2項（モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人による発行会社の代替）に定める他の法人（「代替法人」）による発行会社または保証会社の代替は、以下の条件に従うものとする。

- (a) 代替法人が、発行会社または（場合により）保証会社に代わって、当初から当事者であるかのよう発行兼支払代理人契約（代替に伴う適切な変更を含む。）の当事者となること。
- (b) 代替法人が、その設立地の法律に基づき有効に存続し、本社債、受領金、利息および保証契約（該当するもの）に基づく一切の権利、義務および債務を引き受ける能力を有し、かつ、本社債または保証契約（該当するもの）に基づくかかる一切の権利、義務および債務を引き受けるために必要な一切の法人としての授權を得ていること。
- (c) 代替法人が、本社債または保証契約（該当するもの）に関連する自己の義務の履行に必要な一切の政府機関または規制機関による承認および同意を取得しており、かつ、かかる承認および同意がいずれも完全な効力を有し、さらに、代替法人および本社債が証券法に基づき適用あるすべての要件を満たしていること。
- (d) 以下の条件は、前第17.1項に基づく発行会社または保証会社の代替の場合に限り適用される。
 - (i) 代替法人および発行会社が、(a)代替法人の設立国および英国において定評ある独立の法律顧問から、発行会社の代替の場合、本社債および関連する捺印証書に基づく、または、ニューヨークにおける保証会社の代替の場合、保証証書に基づく代替法人の義務は、代替法人の適法、有効かつ拘束力を有する義務である旨の法律意見書、また、(b)ニューヨークの定評ある独立法律顧問から、保証証書が、代替前に発行会社に適用された場合と同様に代替法人にも準用され、代替法人に係る保証会社の適法、有効かつ拘束力を有する義務を構成する旨の法律意見書を取得していること（ただし、代替法人が本社債に係る保証会社である場合は、本(d)に定める法律意見書を要しない。）。
 - (ii) 該当する本社債が当該時点において格付けされている場合、代替法人が、代替により本社債の全部または一部について格付けの取消し、格付けの引下げまたはクレジット・ウォッチもしくはネガティブ見通しの指定を受けることにはならない旨の確認を代替日までに該当する格付機関から取得していること。
- (e) 財務代理人が発行会社または（場合により）保証会社に対して、予定代替法人について該当する「身元確認」手続を完了した旨確認していること。
- (f) かかる代替が、本社債が上場されている証券取引所の規則により許容され、かつ、当該各証券取引所が、予定された代替法人による代替後も本社債の当該取引所における上場が維持される旨確認すること。
- (g) 本社債、受領金および利息に係る支払いのうち、当該時点において期日を経過したものは存在しないこと。
- (h) かかる代替の時点において、代替法人が本社債に起因または関連して生じる一切の支払債務を、公租公課の源泉徴収を行うことなく、自由に交換および譲渡可能な適法な金員をもって履行し、かつ、かかる目的のために必要とされる一切の金員を何らの制約も受けることなく財務代理人に譲渡することができる状態にあること。

- (i) 適切な場合、代替法人が英国において本社債に起因または関連して発生した訴訟または手続に関して自己の代わりに訴状の送達を受けるための代理人として訴状送達代理人を任命していること。
- (j) 保証契約の適用を受ける本社債の場合は、当該本社債が、本第17項に基づく発行会社および／または（場合により）保証会社の代替後も引き続き保証契約の適用を受けること。

17.4 社債要項における発行会社または保証会社への言及

本第17項に従い代替が行われた場合、社債要項において発行会社または（場合により）保証会社という場合、代替法人を指すものと解釈される。

17.5 社債権者に対する通知

発行会社は、合理的に可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合も第17.1項（モルガン・スタンレー・グループ法人による発行会社の代替）に基づく代替が行われた日から15営業日以内に、社債要項第14項（通知）に従い、社債権者に代替について通知する。

17.6 モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人による代替時の償還請求権

- (a) 第17.2項に定める代替権に関し、発行会社は、第14項（通知）に従い、第17.2項（モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人による発行会社の代替）に基づく代替について60暦日前の通知を社債権者に対して行うものとする。代替に同意しない社債権者は、権利を行使する旨の意思表示の通知を本第17.6項に定める方法により行うことにより、本第17.6項の規定に従い決定される価格で当該社債権者が保有する本社債を償還するよう発行会社に求める権利（「償還請求権」）を有する。

- (b) 社債権者が償還請求権を行使した本社債の償還は、該当する代替の効力が生じる日の10営業日前（「代替時償還日」）に行われる。発行会社は、償還請求権が行使された本社債を、(i)満期時に元本が全額払い戻される旨定める本社債の場合は、当該本社債の代替時償還金額、または(ii)その他のすべての場合は、本第17.6項の規定に従い、該当する償還請求権行使通知が預託された日における、決定代理人がその合理的な裁量において決定した当該本社債の公正市場価値に等しい価格に、当該日までに生じた利息（もしあれば）を添えて（ただし、当該本社債の公正市場価値の決定にあたりかかる利息が別途考慮されている場合はこの限りではない。）償還する。

本第17.6項において「代替時償還金額」とは、決定代理人が、本第17.6項の規定に従い該当する償還請求権行使通知が預託された日における、第17.2項（モルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人による発行会社の代替）に定める該当する代替事由および本第17項に定める代替が発生しなければ当該本社債について発行会社が負うはずの一切の支払その他の義務を引き受けるために、または、当該本社債について発行会社が社債権者に対して行う支払との経済的同等性を維持する効果を有する義務を引き受けるために、適格金融機関が請求する金額として、誠実に行為し商業上合理的方法で決定した金額をいう。

「適格金融機関」とは、米国、欧州連合、英国または日本のいずれかの法域の法律に基づき設立された金融機関であって、決定代理人が代替時償還金額を決定するために選択する日において、発行日からの満期期間が1年以下の未償還の債券を有し、かつ、以下のいずれかの格付けを有するものをいう。

- (i) S&Pグローバル・レーティングもしくはその承継格付機関によるA2格以上またはかかる格付機関が当該時点において使用する他の同等の格付け

- (ii) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクもしくはその承継格付機関によるP-2格以上またはかかる格付機関が当該時点において使用する他の同等の格付け

ただし、合理的に利用可能な適格金融機関が存在しない場合、決定代理人は、誠実に行為し商業上合理的方法で、米国、欧州連合、英国または日本のある法域の法律に基づき設立された信用ある金融機関を適格金融機関として選択するものとする。

- (c) 本社債の保有者が本第17.6項に定める選択権を行使するためには、代替の効力が生じる予定の日（「代替日」）の15営業日前までに、本社債および支払代理人から入手可能な様式による必要事項を記載した償還請求権行使通知を（本社債に係る満期未到来のすべての利札とともに）登録機関に預託しなければならない。本社債の預託を受けた支払代理人は、必要事項を記載した償還請求権行使通知受領証を預託社債権者に交付する。本第17.6項に従い、必要事項を記載した償還請求権行使通知とともに預託された本社債は、いずれも引き出すことはできない。ただし、該当する代替時償還日より前に当該本社債が期限の利益を喪失した場合、または、該当する代替時償還日に当該本社債が適式に呈示されたにもかかわらず、償還金の支払が不当に留保もしくは拒絶された場合、支払代理人は、その旨の通知を、該当する償還請求権行使通知において当該社債権者が指定した住所を宛先として預託社債権者に送付し、預託社債権者が該当する償還請求権行使通知受領証の引渡し

と引き換えに回収できるよう指定事務所において当該本社債を保有する。本第17.6項に従い支払代理人が未償還の本社債を保有している場合でも、支払代理人ではなく、当該本社債の預託者があらゆる目的において当該本社債の保有者とみなされる。

(d) 本第17.6項に基づく社債権者に対する支払は、第5項（支払）に従ってなされるものとする。

17.7 代替による税務上の影響

発行会社が、発行会社に代えて別の事業体を本社債上の主たる債務者とした場合、本社債の保有による税務上の影響（源泉徴収税に係る影響を含む。）が変化する可能性がある。本社債について源泉徴収が求められた場合でも、発行会社は追加額を支払う義務を負わない。

18. 社債権者の表明および承認

各社債権者は、本社債の取得に際して、発行会社に対し次の事項を表明し承認したものとみなされる。

- (i) 発行会社もしくは関連会社、またはこれらの代理人のいずれも、社債権者の受託者として行為しておらず、または本社債に関して投資、税務、会計、法律その他に係る助言を行っておらず、かつ、社債権者およびその顧問は、発行会社または関連会社の連絡（書面によるか口頭によるかを問わず、社外の顧問による意見を含むがこれに限定されない。）につき、(a)法律、規制、税務、事業、投資、財務、会計その他に係る助言、(b)本社債に対する投資の推奨、または(c)本社債に対する投資結果の予想に関する確約または保証（本社債の条件に関する情報および説明は、上記の助言、推奨、確約または保証とはみなされず、かかる投資を行う前に、受領者およびその顧問がこれを独自に確認しなければならない旨了解されている。）として依拠していないこと。
- (ii) 当該社債権者が、(a)必要とみなした範囲で、自己の任用した法律、規制、税務、事業、投資、財務および会計顧問に助言を求めており、発行会社もしくは関連会社またはそれらの代理人の見解に拠らずに、自己の判断および必要とみなした顧問の助言に基づき独自に投資、ヘッジおよび取引の判断を行っていること、および(b)その条件およびリスクを完全に理解したうえで本社債を取得しており、かかるリスクを引き受ける能力および意思があること。および、
- (iii) 発行会社および／または関連会社は、本社債が関連性を有する有価証券の発行体との間で銀行取引その他の商業的関係を有している場合があり、本社債が関連性を有する有価証券、指数、先物取引、商品、ファンド持分その他の財産、またはこれらに関連したオプション、先物、デリバティブその他の金融商品の自己勘定取引（発行会社および／または関連会社が合理的な裁量において、本社債ならびにその他の発行会社および／または関連会社と第三者の間の取引に係る市場リスクをヘッジするために適切であるとみなす取引を含む。）を行う場合があること、ならびにかかる取引がその価格または水準、また結果的に本社債に基づく支払額に影響を及ぼす場合があること。

19. 準拠法および裁判管轄への付託

19.1 準拠法

本社債およびこれに起因しまたは関連して生じた一切の契約外の義務は、英国法に準拠し、これに従って解釈される。

保証契約は、抵触法の原則にかかわらず、ニューヨーク州法に準拠し、これに従って解釈される。

19.2 裁判管轄

発行会社および保証会社はいずれも、社債権者のために、本社債に起因または関連して生じる訴え、訴訟または手続（「法的手続」）に関する審理および判断、ならびに紛争（「紛争」）の解決に係る裁判管轄は、英国の裁判所がこれを有することに同意し、またかかる目的上、同裁判所の裁判管轄に取消不能の形で服する。

19.3 法廷の適切性

発行会社および保証会社はいずれも、法的手続の審議および決定ならびに紛争の解決を行う法廷として英国の裁判所を指定することに関し、現在または今後有する可能性のある異議を取消不能の形で放棄し、かつ、当該裁判所が利便性のあるまたは適切な法廷ではないとの主張を申し立てないことに合意する。

19.4 送達代理人

発行会社および保証会社はいずれも、英国において法的手続を開始する訴状が、(i)保証会社の場合、E14 40A、ロンドン市カナリー・ウォーフ、キャボット・スクエア25所在のモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー、またはこれと異なる場合は、当該時点における同社の登録上の事務所宛、また、(ii)発行会社の場合、E14 40A、ロンドン市カナリー・ウォーフ、キャボット・スクエア25所在のモルガン・スタンレー（UK）リミテッド、またはこれと異なる場合は、当該時点における同社の登録上の事務所宛、(iii)もしくは英国2006年会社法第34編に従って訴状が送達される発行会社の英国内の住所宛に交付されることにより、発行会社または保証会社に対する送達とすることに同意する。発行会社に代わって訴状の送達を受ける代理人が有効に任命されていないか、または有効な任命が終了した場合、発行会社は、社債権者が発行会社の住所を宛先とし、発行会社または財務代理人の指定事務所に対して交付した書面請求に基づき、英国内で発行会社に代わって訴状の送達を受ける別の者を指定するものとし、かかる指定を15日以内に行わない場合、社債権者は、発行会社の住所を宛先とし、発

行会社または財務代理人の指定事務所に対して交付した書面通知により、これを指定することができる。本要項の規定は、社債権者が法により許容される他の方法をもって訴状を送達する権利には何ら影響を及ぼすものではない。

20. 発行会社および決定代理人の権利の累積性

発行会社および決定代理人はそれぞれ、同一の事由の発生に起因して、本社債要項の異なる規定に基づき行使可能な権利を有する場合がある。このような場合、発行会社または決定代理人（場合による。）の権利は累積的なものとし、発行会社または決定代理人は、自己の裁量に基づく選択に従い、当該事由の発生に伴い適用される本社債要項の各規定（または複数の規定）に基づく自己の権利を行使することができる。発行会社または決定代理人による、ある1つの規定に基づく権利の行使は、発行会社または決定代理人による別の規定に基づく権利の行使を妨げないものとする。

21. 第三者の権利

いかなる者も、1999年（第三者の権利）契約法に基づき、本社債の条件を実行する権利はない。

22. 保証の条件

保証会社は、保証契約に基づき、本社債の条件に基づく発行会社の支払債務を無条件かつ取消不能の形で全面的に保証する。

本社債が(i)ユーロクリア・バンク・エス・エイ／エヌ・ヴィー（「ユーロクリア」）、クリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（「クリアストリーム」）の共同預託機関（またはその代理人として指名された者）、(ii)ザ・デポジトリ・トラスト・カンパニー（「DTC」）（またはその代理人として指名された者もしくはカストディアン）または(iii)その他の決済機関（それぞれの承継人および譲受人を含む。）により保管される場合、保証会社は、当該時点において本社債の元本額の保有者として関連決済機関または登録機関の記録に記載されているそれぞれの者（「口座名義人」）に対し、保証会社が保証契約に基づく支払を行う旨および口座名義人が保証会社に対して保証契約を直接的に執行する手続を行うことができることを了知している旨を誓約する。

保証会社は、保証契約を執行する条件として、発行会社を相手取った訴訟が先に提起され、または発行会社に対する権利もしくは救済が先に行使される必要はないことに同意する。厳密に言うと、保証契約に基づく保証会社の債務は、一次的かつ直接的なものであり、あらゆる点において無条件かつ絶対的なものであるという了解および合意がなされている。特に、保証会社は、所定満期日においてか、期限の利益喪失の宣言、償還請求その他によるかを問わず、本社債の元本および利息ならびに本社債に基づき支払われるべきその他のあらゆる金額の支払不履行があった場合、本社債の保有者が、保証契約に規定される条件に従い、保証契約を執行するために、先に発行会社に対して訴訟を提起することなく、保証会社に対して直接的に訴訟を提起することができることに同意する。保証契約に基づく保証会社の債務は、保証会社の直接、無条件かつ無担保の債務を構成し、かかる債務の間に優劣はなく、上記に従うことを条件として、保証会社が現在または将来において負担する他のあらゆる未払の無担保非劣後債務と同順位である。ただし、倒産等の場合には、債権者の権利に影響を及ぼす法律により許容される範囲に限られるものとする。

保証会社は、発行会社に猶予が付与されているか、本社債に基づく発行会社の債務が破産、会社更生その他同様の事由により消滅しているか、発行会社が解散、清算もしくは統合を行い、またはそのコーポレート・アイデンティティーを変更もしくは喪失しているか、およびその他によりコモソローまたは衡平法に基づく保証会社の免責またはこれに対する抗弁を構成しうるその他の事情が発生しているか否かを問わず、本社債に基づく主たる債務者同然に完全な責任を負う。

保証会社は、保証契約に基づき保証会社が金銭を支払うこととなった場合でも、保証契約に基づき保証会社が支払う金額につきかかる金銭が未払である限りは、発行会社に関する代位権または当該支払に関しもしくは当該支払により生じうるその他の権利もしくは救済を行使しない。

保証契約の別段の定めにかかわらず、保証会社および本社債の引受けにより各保有者は、保証契約が適用される米国連邦破産法の詐欺的譲渡規定または州法の同等の規定上の詐欺的譲渡を構成しないことがかかるすべての当事者の意図であることを確認する。当該各保有者および保証会社は、かかる意図を実現するために、保証契約に基づく保証会社の債務が、適用される米国連邦破産法の詐欺的譲渡規定または州法の同等の規定に基づき無効化の対象とならない最大額を上限とすることに取消不能の形で合意する。

保証会社による本社債に関する保証は、発行会社が保証会社に吸収合併された場合には終了する。

保証契約に基づく一切の支払は、法律により求められる場合を除き、アメリカ合衆国またはその行政上の下部組織もしくは課税当局によって課税、徴税、徴収、源泉徴収または賦課されるあらゆる種類の公租公課、賦課金または政府課徴金を源泉徴収または控除することなく行われる。保証会社は、かかる源泉徴収または控除を理由に追加の支払を行うことを要求されない（ただし、発行会社が本プログラムに基づき行わなければならない追加の支払については、この限りではない。）。いかなる時においても保証会社がアメリカ合衆国以外の租税法域の対象となった場合、保証契約においてアメリカ合衆国に言及している箇所は、当該他の法域を指すものと解釈される。

保証会社による本社債の保証は、本社債に関して支払われるべき金額が全額支払われた時点で終了し、失効する。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

目論見書表紙に、モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシーおよび売出人の社名が印刷される。

下記の文言が目論見書表紙の裏面に印刷される。

「モルガン・スタンレー保証付 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー 2041年8月30日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債（「本社債」）は、1933年米国証券法（「証券法」）に基づき登録されており、今後もその予定はありません。いかなるときにおいても米国内で、または米国人に対し、米国人の計算でもしくは米国人のために本社債の募集、売出しまたは売付けをすることはできません。本段落で用いる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義された意味を有します。」

「本社債は豪ドル建てであり、元金は豪ドルで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。」

「本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本社債の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐えうる投資家のみが本社債に対する投資を行うべきです。」

「この特記事項の直後に挿入される「無登録格付に関する説明書」は、本社債の売出人である安藤証券株式会社の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。」

また、目論見書の表紙裏の特記事項の直後に、「無登録格付に関する説明書」を挿入する。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2025年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）
令和8年6月29日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当事項なし。

3【臨時報告書】

該当事項なし。

- 4【外国会社報告書及びその補足書類】
該当事項なし。
- 5【外国会社半期報告書及びその補足書類】
該当事項なし。
- 6【外国会社臨時報告書】
該当事項なし。
- 7【訂正報告書】
該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（以下「有価証券報告書」という。）の「事業等のリスク」に記載の事項を以下のとおり差し替える。なお、これらの事項については、発行登録書（訂正を含む。）の「参照書類の補完情報」に記載された事項を除き、本発行登録追補書類提出日（令和8年7月31日）において重大な変更は生じておらず、また追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書および発行登録書（訂正を含む。）には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（令和8年7月31日）現在においてもその判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

事業等のリスク

以下の情報は、2025年11月14日付け登録書類（Registration Document）からの抜粋に、2026年2月26日付け第2補足書類（Second Supplement）による修正を加えたものである。

本書の他の項において定義されている用語および表現は、本項においても同一の意味を有する。

投資予定者は、以下のリスク要因について検討のうえ、必要に応じて、専門家に相談すべきである。当社は、以下に記載する要因が、債券またはデリバティブ証券に基づく当社の債務に関する当社に固有の重要なリスクであると考えている。

モルガン・スタンレーの財政状態に関するリスク

モルガン・スタンレーは、その財政状態に関連して、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等の複数のリスクに直面している。

市場リスクとは、市場価格、金利、指数、ボラティリティ、相関関係または市場の流動性等のその他の市場要因のうち、一または複数の水準が変動することにより、モルガン・スタンレーが保有するポジションまたはポートフォリオに損失が生ずるリスクをいう。

信用リスクとは、借入人、取引相手方または発行体がモルガン・スタンレーに対して負う金融債務を履行しない場合に生じる損失のリスクをいう。

流動性リスクは、モルガン・スタンレーが資本市場へのアクセスを失い、または保有資産の売却が困難となることによって、事業運営に必要な資金を融通できなくなるリスクをいう。流動性リスクには、継続事業としてのモルガン・スタンレーの存続を脅かす深刻な事業の混乱や評判の毀損を生じさせることなく金融債務を弁済するモルガン・スタンレーの能力（またはかかる能力についての認識）のほか、モルガン・スタンレーの流動性に悪影響を及ぼし、新たな資金を調達するモルガン・スタンレーの能力や新たな資金の調達に要する費用に影響を及ぼすおそれのある市場事由や特異なストレス事由によって引き起こされる付随的な資金調達リスクも含まれる。

モルガン・スタンレーの業績は、市況の変動、世界の金融市場および経済情勢ならびにその他の要因により重大な影響を受ける場合がある。

モルガン・スタンレーの業績は、これまでに世界の金融市場および経済情勢の影響（特に、米国およびその他の主要市場における経済成長の低迷期または減速期に起因するものを含む。）を、直接的にも、また、顧客取引量に対する影響を通じて間接的にも強く受けており、今後もその可能性がある。かかる影響には、株式、債券および商品の価格の水準およびボラティリティ、金利の水準、期間構造およびボラティリティ、インフレーション、通貨価値および失業率、その他の市場指数の水準、政府、中央銀行および金融規制当局が策定する財政政策または金融政策のほか、今後の金利動向、政府機関の閉鎖、債務上限または予算をめぐる不確実性が含まれ、これらは経済情勢、景気後退懸念、市場の不安定性または世界的なパンデミック、自然災害、気候関連の事象、戦争行為もしくは武力侵攻、地政学上の不安定性等の広範囲に及ぶ事象の影響に起因する投資家および顧客の信頼の喪失、米国の大統領政権または議会における変化を含む世界各国の選挙に伴う変化、国際的な貿易政策の変

更、サプライチェーンの複雑化および関税、保護貿易政策、貿易制裁または投資制限の実施やその他の要因、あるいはこれらのまたはその他の要因の複合によって左右されることがある。

モルガン・スタンレーの法人・機関投資家向け証券業務の業績は、特に、発行・流通市場のあらゆる種類の金融商品を対象とした取引への関与に係る業績について、モルガン・スタンレーが制御または確実に予測することのできない各種要因による大幅な市況変動の影響を受ける。かかる変動により、事業フローおよび事業活動や有価証券その他の金融商品の公正価値が変化するため、業績に影響を及ぼすことになる。またこの変動はグローバル市場における取引の水準によっても生じ、かかる水準は特に、市場の不安定性や、予測不能な経済、地政学または市場の情勢に起因する投資家および顧客の信頼の喪失によって影響を受ける場合があり、その結果、投資銀行業務の顧客に依頼された案件や取引の規模、件数および時期、またモルガン・スタンレーの自己勘定投資によるリターンの実現に影響を与える。

市場環境または経済状況(株式市場の水準ならびに金利および資産評価の変動の水準および速度を含む。)が悪化している時期は、個人投資家によるグローバル市場への信頼度および参加度や預金を含む顧客資産の水準および構成に悪影響を及ぼす可能性があり、このことは、新規純資産のフローや手数料ベース資産へのフローの水準にも影響を及ぼす可能性がある。このような要因はいずれもモルガン・スタンレーのウェルス・マネジメント業務の業績にも悪影響を及ぼすおそれがある。

市場が著しく変動した場合や資産パフォーマンスに乖離が生じた場合、モルガン・スタンレーが保有する自社ファンドに対する投資の価値、運用・管理資産に係る投資資金の出入りや顧客による投資資金の配分方法(マネー・マーケット、株式、債券その他の代替的な投資商品を対象とする。)にも変化が生じる可能性があり、モルガン・スタンレーの投資運用業務の業績にマイナスの影響を及ぼすおそれがある。

モルガン・スタンレーの金融商品の価値は、市況変動により重大な影響を受けるおそれがある。モルガン・スタンレーの保有する金融商品の一部は、特に市況の不安定期または変動期においては市場のボラティリティや低流動性、および市場の混乱により評価および収益化が困難となる場合がある。当該金融商品の価値は、今後実勢的な要因を考慮して評価された場合に大幅に変動するおそれがあり、一部の事業においては、過去または将来の手数料および成功報酬(インセンティブフィーともよばれ、キャリードインタレストもこれに含まれる。)に悪影響を及ぼす可能性がある。

またこれらの金融商品を売却・決済する際の最終実現価格は、当該時点の市場の需要や流動性に左右され、現在の公正価値よりも著しく低下することがある。上記の要因により、モルガン・スタンレーの金融商品の価値が低下し、モルガン・スタンレーの将来的な業績に悪影響を及ぼすおそれがある。また、金融市場は、資産の流動性低下に伴う資産価値の急速な下落に裏付けられた深刻な事象の発生による影響を受けやすい。このような極端な状況において、ヘッジ取引その他のリスク管理戦略は、通常の市況の場合と比べ効果的に取引損失を軽減しない可能性がある。またかかる状況のもとで、市場参加者は特に、市場参加者の多くが同時かつ大規模に適用する取引戦略の影響を受け、その結果、モルガン・スタンレーの事業にとって個々のカウンターパーティ・リスクが増大する可能性がある。モルガン・スタンレーのリスク管理・監視手続においては、市場の極端な変動に対するリスクを定量化し軽減するよう努めているが、市場の深刻な事象を予測することは過去の例においても困難であり、モルガン・スタンレーは、市場で極端な事象が生じた場合には多額の損失を計上するおそれがある。

金利の大幅な変動は、モルガン・スタンレーの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

モルガン・スタンレーの純受取利息は金利の変動に敏感であり、一般的に、純受取利息は、高金利シナリオ下では増加し、低金利シナリオ下では減少する。金利変動の水準および速度のほか、様々な競争力学に起因する一定の預金種別や預金者に提供される代替的な現金同等商品に係る価格改定等のその他の変化は、これまで現金の配分を含む顧客の選択や顧客残高の再配分のペースに影響を与えており、再び影響を与える可能性があり、その結果、預金構成および関連する金利費用やローンに対する顧客需要に変化をもたらしている。このような要因は、過去に純受取利息を含むモルガン・スタンレーの業績に悪影響を及ぼしており、今後もその可能性がある。

モルガン・スタンレーは、大量かつ集中的なポジションの保有により損失のリスクを負う可能性がある。

リスクが集中している場合、モルガン・スタンレーのマーケットメイク、投資、引受け(ブロック・トレードを含む。)および貸付け(信用取引貸付金の貸付けを含む。)の各業務においては、市況の悪化に際して減収や損失のおそれがある。モルガン・スタンレーは、上記の各業務に多額の資金を投入しており、ときに特定の産業、国家または地域において特定の発行体が発行する有価証券に対し大きなポジションを取ったり、かかる発行体に多額のローンを提供したりする場合がある。モルガン・スタンレーが競合他社よりも大きな集中的ポジションを保有する場合、モルガン・スタンレーはより多額の損失を被る可能性がある。

モルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレーに対して債務を負う第三者の債務不履行リスクにさらされている。

モルガン・スタンレーは、法人・機関投資家向け証券業務では多大な信用リスクにさらされている。このリスクは、各種の貸付コミットメントを通じて顧客に信用を供与すること、取引相手方がモルガン・スタンレーに対して支払債務を負うこととなるスワップ契約やその他のデリバティブ取引を

締結すること、上場デリバティブおよび店頭デリバティブに係る清算ブローカーを務めることにより、顧客による清算機関に対する債務の履行を保証すること、ローン返済額の全額をカバーするには不十分となるおそれのある現物担保または金融担保(不動産および市場性有価証券を含むが、これらに限定されない。))によって保全された短期または長期の資金調達を提供すること、清算機関、決済機関、取引所、銀行、証券会社およびその他の金融取引相手方に対し証拠金または担保の差し入れおよびその他のコミットメントを提供すること、ならびに原債務およびローンについて実際に生じたかまたは予想される債務不履行により資産価値の変動を招くおそれのある有価証券やローンのプールを対象とする投資および売買を行うこと等、様々な事業活動により生じる可能性がある。

また、モルガン・スタンレーは、ウェルス・マネジメント業務でも、主に個人投資家向けの貸付けについて信用リスクを負っている。これには、有価証券で担保されている信用貸付および証券担保貸付、住宅担保極度額ローン等の住宅担保ローン、および、超富裕層顧客向けのストラクチャードローン(多くの場合、市場性有価証券、非市場性投資、商業用不動産およびその他の金融資産等の、ローン返済額の全額をカバーするには不十分となるおそれのある各種の担保資産を担保としている。))を含む(ただし、これらに限定されない。))。

信用エクスポージャーに係るモルガン・スタンレーの評価額や損失引当額は、複雑なモデル、見積りおよび将来についての主観的な判断に依拠している。現行の評価額や引当額は、認識している水準のリスクには十分に対応していると考えているが、予測とは異なるもしくは予測よりも厳しい将来の経済情勢(米国の実質GDP成長率、信用スプレッド、金利および不動産その他の資産の価格の変動を含む。)、モデルもしくは前提の誤り、または地政学的な事象、国際貿易政策の変更、世界的なパンデミックもしくは自然災害等の外的要因が、モルガン・スタンレーの借入人および取引相手方の信用力または担保価値の誤測定または悪化につながり、結果的に予期せぬ損失が生じるおそれがある。モルガン・スタンレーはまた、(i)担保の評価額をめぐる取引相手方との間で紛争に陥った結果、または(ii)他の貸付人が担保の評価額にマイナスの影響を及ぼす可能性のある措置を講じた結果、予測を上回る信用損失を被るおそれがある。モルガン・スタンレーが担保権を行使する場合、モルガン・スタンレーが(i)信用力のモニタリングを行い、(ii)超過担保を設定し、(iii)追加担保の差入れを要求することができ、または(iv)被担保債務の弁済を強制できたとしても、特に債務を担保する担保が一種類であれば、担保物の価値または流動性の急落により、モルガン・スタンレーに多額の損失が生じるおそれがある。モルガン・スタンレーの信用エクスポージャーの一部は、取引相手方、商品、セクター、ポートフォリオ、産業または地理的地域別に集中することがある。モルガン・スタンレーのモデルおよび見積りは、関連するエクスポージャー間の相関性を考慮しているが、集中が生じている商品をめぐる市場環境または経済情勢の変化や、集中が生じている取引相手方、セクター、ポートフォリオ、産業または地理的地域に影響を及ぼす外的要因により、予測額を上回る信用損失が生じるおそれがある。

また、モルガン・スタンレーは複数の中央清算機関の清算参加者として顧客の債務不履行または不正行為について責任を負っており、また、他の清算参加者が債務不履行に陥った場合に金銭的な損失を被る可能性がある。モルガン・スタンレーでは信用エクスポージャーを定期的に審査しているが、発見または予測が困難な事象や状況から債務不履行リスクが生じるおそれがある。

大手金融機関や金融サービス会社の債務不履行により金融市場に悪影響を及ぼすおそれがある。

多くの金融機関やその他の一部の手続き金融サービス会社は互いに信用、トレーディング、清算およびその他の関係を有していることから、その経営の健全性は密接にかつ相互に関連している可能性がある。特定の清算機関、中央決済代行銀行または取引所を通じたトレーディングの集中化が進めば、これらの金融機関等に対するモルガン・スタンレーの集中リスクが高まる可能性がある。このため、これらの金融機関等のうちの一または複数に対する懸念や当該金融機関等の債務不履行もしくは不履行の可能性により、市場全体に及ぶ重大な流動性や信用の問題、損失、もしくは他の金融機関の債務不履行につながり、または市場の安定を支えることを目的とした多国間措置への財政支援を求められるおそれがある。これは時として「システムミック・リスク」とよばれるものであり、モルガン・スタンレーが日常的に関係する清算機関、決済機関、取引所、銀行および証券会社等の金融仲介機関に対して悪影響を及ぼすおそれをはらんでいる。したがって、かかる事象によりモルガン・スタンレーが悪影響を受ける場合がある。

モルガン・スタンレーの事業にとって流動性は必要不可欠であり、モルガン・スタンレーは事業運営上必要な資金調達の大部分を外部の源泉に頼っている。

モルガン・スタンレーの事業にとって流動性は必要不可欠である。モルガン・スタンレーの流動性は、モルガン・スタンレーが長期もしくは短期の債券市場において資金調達を行うことができない場合、有担保貸付市場を利用できない場合、預金と呼び込み、維持することができない場合、または顧客もしくは取引先による予期せぬ現金もしくは担保の流出があった場合に、悪影響を受けるおそれがある。モルガン・スタンレーの資金調達能力は、金融市場に変動や混乱が生じ、または金融サービス業界全体について否定的な見方が示されるなどの、米国やその他の地理的地域における財政問題に対する不安を含む、モルガン・スタンレーが制御できない要因によって損なわれる場合がある。

さらに、モルガン・スタンレーの資金調達能力は、モルガン・スタンレーが多大なトレーディング損失、信用損失または営業損失を被り、格付機関がモルガン・スタンレーの格付けを引き下げ、モルガン・スタンレーの事業活動の水準が低下したこと等によって、投資家、預金者もしくは貸出機関がモルガン・スタンレーの長期・短期の財政見通しを否定的に捉えるようになった場合、規制当局がモ

ルガン・スタンレーもしくは金融サービス業界に対して重大な措置を講じた場合、または従業員による重大な不正行為や違法行為が発覚した場合にも損なわれることがある。

上述した方法で資金を調達できない場合には、満期を迎える債務やその他の債務を弁済するために他の資金調達源を活用するか、またはモルガン・スタンレーの投資ポートフォリオやトレーディング資産をはじめ担保設定のない資産を資金調達に用い、もしくは現金化しなければならないおそれがある。モルガン・スタンレーは資産の一部を売却できずまたは市場価値を下回る価格で売却しなければならないことがあり、いずれの場合も、モルガン・スタンレーの業績、キャッシュ・フローおよび財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

モルガン・スタンレーの借入コストおよび負債資本市場へのアクセスは、モルガン・スタンレーの信用格付けに左右される。

無担保での資金調達のコストや利用可能性は、通常、特にモルガン・スタンレーの長期および短期の信用格付けにより影響を受ける。格付機関は、モルガン・スタンレーの信用格付けの決定のために重要な一定の会社固有の要因および業界全体にわたる要因について監視を続けている。かかる要因には、内部統制、自己資本、利益の水準や質、流動性および資金調達、リスク選好度およびリスク管理、資産の質、戦略の方向性、事業構成、規制または法律の変更、マクロ経済環境、および予期される範囲の支援の水準等が含まれ、格付機関によってモルガン・スタンレーや同様の金融機関の格付けが引き下げられるおそれがある。

モルガン・スタンレーの信用格付けはトレーディング収益の一部に悪影響を与えることがあり、この傾向は特に、相手方のより長期の業績が主な留意事項となる店頭デリバティブおよびその他のデリバティブ取引等の業務(信用デリバティブおよび金利スワップを含む。)において顕著である。モルガン・スタンレーの法人・機関投資家向け証券業務の事業に係した一部の店頭トレーディング契約その他について信用格付けが引き下げられた場合には、一定の取引相手方に対し追加担保の差入れまたは債務残高の即時決済を行う必要が生じるおそれがある。

モルガン・スタンレーのトレーディング契約が終了した場合には、他の資金調達源を確保するか、現金または有価証券による多額の支払いの必要が生ずることで、モルガン・スタンレーが損失を被り、モルガン・スタンレーの流動性が損なわれるおそれがある。今後信用格付けが引き下げられた場合に発生する可能性がある追加担保額または契約終了に伴う支払金額は、契約毎に異なり、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、S&Pグローバル・レーティングおよびその他の格付機関の格付けに左右される可能性がある。

モルガン・スタンレーは持株会社であり、子会社からの支払いに依存している。

モルガン・スタンレーは事業を営んでおらず、配当の支払いおよび借入債務を含む他のすべての債務に充当する資金として、子会社からの配当、分配、ローンその他の支払いに依存している。モルガン・スタンレーと子会社との間の自由な資金移動は、規制上の、税制上のまたは租税選択上のおよびその他の法令上の制約により制限されることがある。特に、銀行子会社およびブローカー・ディーラー子会社を含むモルガン・スタンレーの多くの子会社は、特定の状況においてモルガン・スタンレーへの資金の流れを制限し、これを阻止または縮小することを規制当局に認める、または、資金の流れや配当そのものを禁じる法令や自主規制組織の規則に服しており、これには、ある事業体の顧客および債権者を保護する目的で米国外の規制当局が実施する「囲い込み」措置も含まれる。

かかる法令および規則は、モルガン・スタンレーによる債務返済に必要な資金の調達を妨げる可能性がある。さらにモルガン・スタンレーは、銀行持株会社であることで、配当の支払いを禁止または制限されるおそれがある。米国連邦準備制度理事会(「FRB」)、米国連邦預金保険公社(「FDIC」)および米国通貨監査局(「OCC」)(総称して「米銀行監督機関」)は、監督対象とするモルガン・スタンレー、モルガン・スタンレー・バンク・エヌエー(「MSBNA」)およびモルガン・スタンレー・プライベート・バンク・ナショナル・アソシエーション(「MSPBNA」)(MSBNAと総称してモルガン・スタンレーの「米国銀行子会社」)等の銀行業務機関が配当を支払うことまたはその他の資本措置を講じることを禁じ、または制限する権限を有しており、また状況によりその義務を負う。

モルガン・スタンレーの流動性および財政状態は、従来より米国および世界の市況と経済情勢による悪影響を受けており、今後もその可能性がある。

モルガン・スタンレーの長期もしくは短期の債券・株式市場からの資金調達または有担保貸付市場の利用は、過去において米国および世界の市況と経済情勢によって悪影響を受けたことがあり、また将来においてもその可能性がある。

とりわけ、資金調達コストと調達源の利用可能性については、信用市場における流動性の低下、金利や信用スプレッドのさらなる拡大により過去に悪影響を受けており、かかる状況は今後も生じるおそれがある。米国、欧州連合(「EU」)およびその他の世界の市場と経済における著しい混乱は、モルガン・スタンレーの流動性および財政状態に悪影響を及ぼし、またモルガン・スタンレーと取引を行うおうとする取引相手方や顧客の一部の意欲を減退させる可能性がある。

モルガン・スタンレーの業務運営に関するリスク

モルガン・スタンレーは、その事業活動に関連して、複数のオペレーショナル・リスクに直面している。

オペレーショナル・リスクとは、情報の喪失、事業の混乱、窃盗および詐欺行為、法務、規制およびコンプライアンス・リスク、または有形資産に対する損害等の形で顕在化することのある、プロセスもしくはシステムの不備もしくは機能不全、人的要因または外的要因(例えばサイバー攻撃や第三者の脆弱性)による損失のリスクまたはモルガン・スタンレーの評判 に対する損害のリスクをいう。モルガン・スタンレーは、収益を生ずる業務ならびに情報技術および取引処理等のサポート・管理部門を含め、モルガン・スタンレーの事業活動全体にわたってオペレーショナル・リスク事象に直面する可能性がある。オペレーショナル・リスクの範囲に含まれる法務、規制およびコンプライアンスのリスクについては、後記「法務、規制およびコンプライアンス・リスク」参照。

モルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレーまたは外部業者(もしくは当該業者が利用する外部業者)のオペレーションやセキュリティ・システムの機能不全、侵害その他による中断や、人為的ミスまたは不正行為等のオペレーショナル・リスクを抱えており、これによりモルガン・スタンレーの事業または評判が悪影響を受けるおそれがある。

モルガン・スタンレーの事業は、日常的に、多種多様な市場において多数の通貨により大量の取引を処理および報告する能力に大きく依存している。モルガン・スタンレーは、新たな商品やサービスを導入したり、処理・報告手続を変更したりする場合があります(規制要件の新設や取得した会社のプロセスまたはシステムの統合に伴うものを含む。)、その結果、モルガン・スタンレーが完全には評価または特定しきれない新たなオペレーショナル・リスクが生じる可能性がある。

自動化された電子市場を直接利用する傾向や、より自動化されたトレーディング・プラットフォームへの移行に伴い、プログラミング・コードの有効性が継続的に保たれ、かつ、取引を処理するためのデータが完全であることに依拠する、より複雑な技術が使用されるようになっている。内容の異なる事業の遂行や大量の取引の処理については、モルガン・スタンレーの従業員、コンサルタント、社内システムおよび関連会社以外の外部業者の維持する技術センターのシステムの能力に頼っている。異常なほど大量の取引やサイトの利用があった場合、モルガン・スタンレーのシステムの動作が許容できないほど遅くなったり、さらには機能停止に陥ったりする可能性がある。モルガン・スタンレーの取引先や顧客によるモルガン・スタンレーの商品・サービス(モルガン・スタンレーの自己指図型ブローカレッジ・プラットフォームやモバイルサービスを含む。)の利用を可能にするモルガン・スタンレーの情報技術システムや外部技術について、混乱、障害が生じ、不安定化し、その他これらを有効に維持することができない場合、モルガン・スタンレーの事業および評判が損なわれる可能性がある。

モルガン・スタンレーは、世界の資本市場の主要参加者として、データ、モデル、電子取引システムもしくはプロセスの不備または詐欺行為もしくはサイバー攻撃に起因するモルガン・スタンレーのトレーディング・ポジションのリスク管理や時価評価エラーのリスクに直面している。モルガン・スタンレーはさらに、貸付取引、証券取引およびデリバティブ取引の処理に利用する決済機関、取引所、清算機関などの金融仲介機関において運営上の機能不全や障害が生じるリスクにも直面している。また、モルガン・スタンレーまたは直接もしくは間接的な外部業者(もしくは当該業者が利用する外部業者)のシステム、プロセスまたは情報資産に故障が生じ、または不適切な運用や処分が行われた場合、あるいはコンサルタントや下請業者等の外部業者またはモルガン・スタンレーの従業員が不正または無許可の行為を働いた場合に、モルガン・スタンレーはこれまでに規制上の制裁を受けており、今後もその可能性があるほか、金銭的損失を被り、流動性ポジションが損なわれ、事業に混乱を来し、または評判を損なうおそれがある。

モルガン・スタンレーの事業および業務運営はまた、報告書、モデルその他のデータ成果物に含まれるデータの然るべき完全性、適時性および正確性に関する所定の期待値を満たせないといった、データ品質管理体制の不備によっても悪影響を受ける可能性がある。

さらに、複数の金融機関が、中央決済代行銀行、取引所および決済機関と相互接続していることや、これらの清算機関等の重要性が増していることから、ある一つの金融機関または事業体における運営上の機能不全が、モルガン・スタンレーの業務遂行能力に重大な影響を及ぼしうる業界全体の機能不全につながるリスクが増大している。さらに、少数の外部業者が保有する企業情報や個人情報の集中により、主要な外部業者における侵害や障害が、業務遂行に係る費用およびリスクを大幅に増大させかねない業界全体の事象を引き起こすリスクも高まっている。このようなリスクは、特定の地理的地域に集中する外部業者にモルガン・スタンレーが依存する場合に高まる可能性がある。

モルガン・スタンレーまたはモルガン・スタンレーの外部業者のBCPプランおよびセキュリティ対応プランにより、モルガン・スタンレーが抱える潜在的なリスクのすべてが完全に軽減される保証はない。モルガン・スタンレーの事業遂行能力は、モルガン・スタンレーの基幹設備の障害やモルガン・スタンレーが拠点とする地域への障害が発生した場合に悪影響を受けるおそれがある。これらの障害には、物理的なアクセスの途絶、ソフトウェアの欠陥や脆弱性、サイバーセキュリティに関する事象、テロ活動、政情不安、疫病の流行、大惨事、気候関連の事象および自然災害(地震、竜巻、洪水、ハリケーンおよび山火事等)、停電、環境問題、コンピュータサーバー、インターネットの機能停止、モルガン・スタンレーのデジタル・プラットフォームやモバイル・アプリケーションへの顧客によるアクセス、モルガン・スタンレーが利用する通信その他のサービス、新たな技術(生成人工知能等)、ならびにモルガン・スタンレーの従業員または取引先が関わる障害が含まれる。モルガン・スタンレーおよびモルガン・スタンレーの取引先である外部業者は、データのバックアップ・システムを採用しているが、かかるバックアップ・システムは、障害の発生に伴い使用できなくなる可能性があり、影響を受けたデータがバックアップされていない場合、バックアップから復元できなかったり

することがあり、バックアップ・システムは、一次システムほど正確または効率的にデータを処理できない可能性があり、あるいは、バックアップ・データの復元に多額の費用がかかる可能性もある。このような事態はいずれも、モルガン・スタンレーの事業に悪影響を及ぼすおそれがある。

技術や技術を基盤としたリスク・管理システムが進化しても、モルガン・スタンレーの事業は、最終的にはモルガン・スタンレーの従業員や取引先である外部業者(もしくは当該業者が利用する外部業者)の従業員を含む人材に依存している。人為的ミスや適用ある方針、法律、規則または手続に違反するおそれのある不正行為があっても、一部のミスや違反は必ずしも、その防止および発見を目的としたモルガン・スタンレーの技術プロセスや、モルガン・スタンレーの統制等の手続によって直ちに発見されるとは限らない。このようなミスや違反には、計算もしくはインプットの誤り、不注意もしくは二重の支払い、電子メールやその他の通信の宛先の誤り、ソフトウェアもしくはモデルの開発もしくは実行上のエラーまたは判断の誤りのほか、適用ある方針、法律、規則または手続の意図的な無視や潜脱が含まれることがある。モルガン・スタンレーによる新たな技術の活用は、かかる技術によって用いられるアルゴリズムやデータに含まれる未検出の欠陥やバイアスに起因する上記の人為的ミスや不正行為によって損なわれる可能性がある。人為的ミスおよび不正行為は、速やかに発見され、是正されたとしても、モルガン・スタンレーが多大な損失および債務を負う結果となり、将来的にモルガン・スタンレーの評判にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

モルガン・スタンレーは米国外の様々な法域において事業を展開しており、かかる法域には、知的財産、商標、営業秘密、ノウハウならびに顧客の情報および記録といった企業の資産が同程度に保護されない可能性のある法域も含まれる。かかる法域において与えられる保護は、米国またはモルガン・スタンレーが事業を展開するその他の法域におけるものと比べて、確立されておらず、かつ／または、予測しがたいことがある。そのため、かかる法域においては、民間当事者や国家主体と関連のあるまたは国家主体の指揮下にある当事者を含む、国内外の主体によるデータ、技術および知的財産の潜在的な窃盗のリスクも、より高いおそれがある。モルガン・スタンレーはまた、サイバーセキュリティ、プライバシーならびに情報のガバナンス、移転および保護等の分野に関する複雑かつ変化する国内外の法令の適用を受けるが、かかる法令は法域毎に異なり、潜在的に相反する可能性があり、業務を圧迫したり費用を増大させたりするような管理体制の整備・強化をモルガン・スタンレーに要求する可能性がある。データ、技術または知的財産の窃盗が発生した場合、モルガン・スタンレーの事業および評判に悪影響が及ぶおそれがあり、これにはかかる法域において事業を運営するモルガン・スタンレーの子会社、関連会社、合併事業または顧客の営業活動の中断が含まれる。

モルガン・スタンレーまたは第三者におけるサイバー攻撃、情報もしくはセキュリティの侵害または技術的な不具合は、モルガン・スタンレーの事業遂行能力またはリスク管理能力に悪影響を及ぼし、あるいは秘密情報または専有情報の開示または悪用につながり、モルガン・スタンレーの経営成績、流動性および財政状態にその他の悪影響を及ぼすおそれがあるほか、評判を損なうおそれがある。

金融機関のサイバーセキュリティ・リスクは近年著しく増大しているが、その要因の一部として、新たな技術の急増、金融取引にあたってのインターネット、モバイル通信技術およびクラウド技術の活用、人工知能の活用や量子コンピューティングの出現のほか、組織犯罪、ハッカー、テロリスト、国民国家、国家支援主体およびその他の主体の巧妙化および活発化が挙げられる。このような主体が従業員、顧客、取引先、ベンダーその他の第三者またはモルガン・スタンレーシステムのユーザーを唆して、モルガン・スタンレーまたはモルガン・スタンレーの従業員もしくは取引先のネットワーク、システムまたはデータにアクセスするために機微情報を開示させようとする可能性や、人工知能等の先進システムの活用によってそれらの実効性が高められる可能性もある。世界的な事象や地政学上の不安定性も、米国および外国の金融機関を標的とする国家主導の攻撃の増加につながっている。

情報セキュリティ・リスクはまた、モルガン・スタンレーの従業員または第三者の人為的ミス、詐欺行為または悪意、ソフトウェアのバグ、サーバーの故障、ソフトウェアもしくはハードウェアの不調またはその他の技術的な不具合によってもたらされる場合もある。例えば、過去には、人為的ミスにより、モルガン・スタンレーの物理的なデータ保有端末の紛失が生じた。このようなリスクは、例えば、リモートワーク、新たな技術(生成人工知能等)への依存等の複数の要因によって、または、モルガン・スタンレーが新たな技術、顧客もしくは第三者サービス・プロバイダーに接することとなる可能性のある買収事業の統合やその他の戦略的な取組みの結果、高まる可能性がある。さらに、モルガン・スタンレーが取引しまたは情報を共有する第三者、これらが起用する各サービス・プロバイダー、モルガン・スタンレーを管轄する規制当局およびモルガン・スタンレーの顧客・取引先が認証に使用する情報を共有する第三者もまた、特にその行動にモルガン・スタンレーのセキュリティ・システムや管理システムの支配が及ばない場合には、サイバーセキュリティ・リスクおよび情報セキュリティ・リスクの源泉となる可能性がある。サイバー攻撃において用いられる技術は複雑で頻繁に変化し、予測が困難であることから、モルガン・スタンレーが講じる対策が絶対的な安全性や復元可能性を実現する保証はない。

モルガン・スタンレー、モルガン・スタンレーの第三者サービス・プロバイダーおよびモルガン・スタンレーの取引先が他の金融サービス会社と同様に、不正なアクセス攻撃、情報の取扱ミス、紛失、窃盗または悪用、コンピュータ・ウイルスまたはマルウェア、機密情報の入手、データ破壊、サービスの中断・劣化、システム・ネットワーク妨害、取引の決済を実行もしくは確認するモルガン・スタンレーの機能の妨害またはその他の損害を与えることを狙ったサイバー攻撃、ランサムウェア、サービス妨害(DoS)攻撃、データ侵害、ソーシャルエンジニアリング攻撃、フィッシング攻撃その他の事象にさらされる状況は今後も続く。かかる不正アクセス、情報の取扱ミスまたは悪用やサイ

バーセキュリティインシデントが将来発生しないという保証はなく、より頻繁かつ大きな規模で発生するおそれがある。

モルガン・スタンレーは、情報保護およびプライバシーに関する各種の州法、連邦法および国際法に基づき保護しなければならない、モルガン・スタンレーの顧客、取引先および一部の取引相手方に関する個人情報および機密情報を相当な量保有している。かかる法律は相反する可能性があり、または裁判所および規制当局が、モルガン・スタンレーが予測していなかった形でもしくはモルガン・スタンレーの事業に悪影響が及ぶ形でかかる法律を解釈する可能性がある。モルガン・スタンレーまたは第三者においてサイバー攻撃、情報もしくはセキュリティ侵害または技術的な不具合が生じた場合、モルガン・スタンレーおよびモルガン・スタンレーの外部業者のコンピュータ・システムおよびネットワークによって処理、保管および伝達されるモルガン・スタンレーまたはモルガン・スタンレーの顧客、従業員、取引先、ベンダーもしくは取引相手方の個人情報、機密情報、専有情報その他の情報が損なわれるおそれがある。さらに、かかる事象によってモルガン・スタンレーの顧客、従業員、取引先、ベンダー、取引相手方または第三者の事業を妨害または障害を引き起こすことがあり、また、モルガン・スタンレー、モルガン・スタンレーの従業員、顧客または他の第三者の個人情報、機密情報、専有情報その他の情報の不正な公開、収集、監視、悪用、喪失または破棄を引き起こすことがある。このような事象が生じた場合、モルガン・スタンレーの顧客および市場における評判が失墜し、顧客満足度が低下し、モルガン・スタンレーのオペレーションおよびセキュリティに関するシステムおよび基幹設備を維持および更新するためのモルガン・スタンレーの費用が増大し、適用ある情報保護およびプライバシーに関する法律に違反し、規制上の調査および執行措置、訴訟リスクまたは罰金もしくは違約金の対象となるおそれがあり、これらはいずれも、モルガン・スタンレーの事業、財政状態または経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

モルガン・スタンレーが世界中で事業を展開し、大量の取引を処理していること、事業の運営にあたり多数の顧客、パートナー、ベンダーおよび取引相手方と関わっていることや、サイバー攻撃が複雑化してきていることから、サイバー攻撃、情報侵害またはセキュリティ侵害が発生し、検知されないまま長期にわたって継続するおそれがある。漏洩した情報の範囲、程度、量および種類をモルガン・スタンレーが特定するまでにはかなりの時間を要する可能性があり、かかる攻撃の影響を完全に把握することはできない場合がある。その間、モルガン・スタンレーは必ずしも被害の程度やその是正に最適な方法を把握することができるとは限らず、過失または作為の一部は、仮に発見および是正されるとしても、それまでに繰り返されまたは悪化するおそれもある。このような事態はいずれも、サイバー攻撃または情報セキュリティインシデントによる費用および影響をさらに増大させる。

モルガン・スタンレーが取引先および第三者との間で締結している契約の多くには補償条項が含まれているが、かかる補償条項により、モルガン・スタンレーが被った損失を十分に相殺するに足る補償を受けられない可能性があり、補償をまったく受けられない可能性さえある。モルガン・スタンレーはまた、約款の条件に従い、サイバーセキュリティ・リスクおよび情報セキュリティ・リスクの一部が補償される可能性のある保険も維持しているが、かかる保険はモルガン・スタンレーに生じる損失の一部または全額を補償するには不十分である可能性があり、モルガン・スタンレーがかかる保険を引き続き商業上合理的な条件により利用することができるという保証、またはそもそもかかる保険を利用することができるという保証はなく、また、モルガン・スタンレーの契約先の保険会社が今後生じる請求の補償を拒否しないという保証もない。

モルガン・スタンレーは、サイバーセキュリティ、レジリエンスおよび情報セキュリティに対する姿勢を維持および強化するために、引き続き投資(技術に対する投資および付随的な技術リスク管理活動への投資を含む。)を行う。サイバーセキュリティおよび情報セキュリティに関するリスクおよび攻撃を管理し、ますます広範化し、変化する新たな規制要件を遵守するための費用は、モルガン・スタンレーの経営成績および事業に悪影響を及ぼすおそれがある。

モルガン・スタンレーのリスク管理に係る戦略、モデルおよび手続は、あらゆる市場環境下で、またはすべての種類のリスクに対し、自己のリスク・エクスポージャーの軽減に完全に有効でない場合があり、結果的に、予期せぬ損失が生じるおそれがある。

モルガン・スタンレーは、市場エクスポージャー、信用エクスポージャー、流動性エクスポージャーおよびオペレーショナル・エクスポージャーを評価するための各種リスク・モデルやヘッジ戦略の採用、ストレステストおよびその他の分析機能を含むモルガン・スタンレーのリスク管理に係る戦略、モデルおよび手続の整備に多大な資源を費やしており、今後も同様に継続していく予定である。しかしながら、モルガン・スタンレーのリスク管理機能は、あらゆる市場環境下で、または、確認もしくは予測されていなかったものを含むすべての種類のリスクに対して、モルガン・スタンレーのリスク・エクスポージャーの軽減に完全に有効でない場合がある。

モルガン・スタンレーの事業が変化および成長し(買収による場合を含む。)、人工知能やトークン化等の新たな技術が導入および利用され、モルガン・スタンレーが事業を展開する市場も進化するにつれ、モルガン・スタンレーのリスク管理に係る戦略、モデルおよび手続がかかる変化に常に適応できるとは限らない。モルガン・スタンレーのリスク管理手法のなかには、過去に観察された市場動向および経営陣の判断に基づくものがある。そのため、かかる手法によって将来のリスク・エクスポージャーを予測することができず、エクスポージャーが過去の測定結果に示されるものから大幅に拡大する可能性がある。

また、モルガン・スタンレーが採用するモデルの多くは、各種資産の価格やその他の市場指標の相関関係についての仮定やインプットに基づいているため、パンデミックや突然の地政学上の衝突の影

響等の将来の市況を予測することはできず、その結果、モルガン・スタンレーに損失が生じるおそれがある。

特に市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスク、法的リスク、規制リスクおよびコンプライアンス・リスクの管理は、多数の取引および事象の適切な記録と検証を行うためのポリシーおよび手続を要するが、かかるポリシーおよび手続が完全には機能しない場合がある。またモルガン・スタンレーのトレーディング・リスク管理の戦略および手法においては、売買ポジションによる収益力と潜在損失に対するエクスポージャーとの均衡を図っている。

モルガン・スタンレーでは、広範かつ分散された一連のリスク監視・軽減手法を導入しているが、かかる手法およびその適用の判断において、すべての経済上、財政上の結果および結果発生の時期を予想することはできない。例えば、モルガン・スタンレーのトレーディング業務または投資業務において比較的流動性の低い取引市場が関与する場合、あるいはその他何らかの事情で売却またはヘッジが制限される場合、モルガン・スタンレーはポジションを減少させることができず、ひいては、かかるポジションに伴うリスクも軽減することができないことがある。そのため、モルガン・スタンレーはトレーディング業務または投資業務において損失を被る可能性がある。

気候関連リスクは、費用の増大をもたらし、モルガン・スタンレーの業務運営、事業および顧客に悪影響を及ぼすおそれがある。

気候関連の物理的リスクには、洪水、ハリケーン、熱波、干ばつおよび山火事等の急性の気候関連事象や、世界の平均気温の上昇、海面上昇および長期にわたる干ばつ等の慢性的かつ長期的な気候パターンの変動により生じる人および財産に対する損害が含まれる。かかる事象は、モルガン・スタンレーやモルガン・スタンレーの顧客またはモルガン・スタンレーが依拠する第三者の業務運営に混乱を来すおそれがあり、これには、物的資産に対する直接的な損害や、サプライチェーンの混乱および市場の変動による間接的な影響が含まれる。かかる事象により、モルガン・スタンレーの一部の取引先または顧客の債務弁済能力に影響が及び、担保の価値が低下し、保険の費用および利用可能性等のコストが増加し、またはその他の悪影響が生じる可能性がある。

気候関連の移行リスクには、政策、法律、技術および市場の変化が含まれる。かかる移行リスクの例としては、消費者や企業のマインド、関連する技術および株主の嗜好の変化や、開示要件や炭素排出に対する課税の拡大等の追加的な規制・法律上の義務が挙げられる。かかるリスクにより、モルガン・スタンレーの支出が増加し、モルガン・スタンレーの戦略に悪影響が及ぶ可能性がある。モルガン・スタンレーの顧客の一部に生じる収益性の低下や資産の評価減等のマイナスの影響により、モルガン・スタンレーの信用リスクおよび流動性リスクの増大にもつながるおそれがある。

さらに、気候に影響を及ぼすおそれのある、または気候に影響を及ぼすと認識もしくは連想される一定の対応にモルガン・スタンレーまたはモルガン・スタンレーの顧客が関与し、または関与しなかった結果、モルガン・スタンレーの評判や顧客との関係に悪影響が及ぶ可能性がある。また、一貫性のない要件や不確実性等の気候関連リスクに関する法律または規制の変化によって、収益が失われ、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、規制リスク、コンプライアンス・リスク、レピュテーション・リスクおよびその他のリスクならびに費用が増大する可能性がある。

気候関連の目標を達成するモルガン・スタンレーの能力およびその方法は、顧客による移行のペースおよび成否、エネルギーに対する需要およびその使用、公共政策の実施や技術の進化等の、大部分について当社の支配の及ばないリスクや不確実性を伴い、また、世論、立法府および規制当局の監視(米国連邦政府および州政府ならびに外国の政策立案者および規制当局によるものを含む。)、訴訟ならびに投資家およびステークホルダーが寄せる信頼の低下に伴い、評判の毀損を引き起こすおそれがある。気候関連のモルガン・スタンレーの目標を達成できない場合や、モルガン・スタンレーの現行の気候関連リスクに対する対応が非効果的もしくは不十分とみなされた場合、またはモルガン・スタンレーによる対応が否定的に受けとめられた場合、モルガン・スタンレーの事業および評判に損害が生じる可能性がある。

気候関連リスクや、気候変動に関する規制当局、政府機関、株主、従業員およびその他のステークホルダーの認識ならびに地政学的事象は、急速に変化を続けており、結果として気候関連のリスクおよび不確実性がモルガン・スタンレーに及ぼす最終的な影響を評価することが難しくなっている。気候リスクは、他のリスクと相互に関連しているため、モルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレーのリスク管理実務や、モルガン・スタンレーのガバナンス体制に気候リスクに関する考慮事項を組み込むプロセスを整備し、継続的に強化している。モルガン・スタンレーのリスク管理実務にもかかわらず、気候関連事象の時期および深刻度や、かかる事象を受けて生じる社会的または政治的な変化は予測が不可能であるため、気候リスクを予測、特定、監視および軽減することは困難となっている。

また、気候リスクを管理・監視するために用いられる手法およびデータは絶えず変化している。現在のアプローチでは、外部ソースが発表した情報または要素(最新のデータまたは最も正確なデータを反映していない可能性や適時に利用できない可能性がある。)から得られた情報および見積りを使用している。気候関連のデータ、特に、顧客および取引相手方の温室効果ガス排出量は、品質および比較可能性にばらつきがある。外部情報の一部もまた、手法が進化し、精緻化されるにつれ、時の経過とともに変化する可能性がある。モルガン・スタンレーは、当該時点において入手可能な最良の情報を使用していると考えているが、限られた範囲の検証しか行うことができない。さらに、気候関連のリスクを分析するためのモデル化の能力や手法は、改良されつつあるものの、依然として初期段階にあ

り、新興の存在であるほか、過去の傾向に関する情報が限られることや、標準化された包括的データが存在しないことに起因する不確実性を伴う。これらのおよび他の要因により、結果が大きく乖離する可能性があり、その結果、気候関連リスクを管理するモルガン・スタンレーの能力に影響が及ぶ可能性がある。

法務、規制およびコンプライアンス・リスク

法務、規制およびコンプライアンスに関するリスクには、モルガン・スタンレーが、モルガン・スタンレーの事業活動に適用される法律、規制、規則、関連する自主規制機関の基準および行為規範を遵守しなかったことにより負う法令上もしくは規制上の制裁、罰金、課徴金、判決金、損害賠償金もしくは和解金等の重大な財務上の損失、モルガン・スタンレーの事業に対する制約または評判の失墜に関するリスクが含まれる。またかかるリスクには、取引相手方の履行義務が執行不能となるリスクをはじめとする契約上および商業上のリスクのほか、マネーロンダリング防止、不正腐敗防止およびテロ資金供与に関する規則および規制の遵守も含まれる。

金融サービス業界は、広範な規制に服しており、規制の変更によりモルガン・スタンレーの事業は影響を受ける。

モルガン・スタンレーは他の主要な金融サービス会社と同様に、増加しつつある複雑な制裁および開示制度を含む、米国の連邦および州の規制機関や証券取引所、ならびに事業を行う各主要な市場の規制当局および取引所による広範な規制に従っている。今後数および複雑性が増す可能性のあるこれらの法令は、事業遂行の方法およびそれに伴う費用に重大な影響を及ぼし、モルガン・スタンレーの既存の事業の範囲を制限するおそれがあり、商品の提供を拡大する能力や一定の投資を継続する能力を制限する場合がある。

モルガン・スタンレーおよびモルガン・スタンレーの従業員は、幅広い規制および監督に服しており、これによりモルガン・スタンレーは、事業および買収等を通じた当該事業の拡大に係る計画に対する徹底的な調査、取引に対する制限、バーゼル銀行監督委員会が策定した自己資本基準およびその他の強化された健全性基準の世界的な実施等の、さらに厳格な自己資本・流動性・調達要件を課すシステミック・リスクに係る制度、破綻処理制度および破綻処理計画要件、総損失吸収力(「TLAC」)および外部長期負債の最低保有額維持に関する要件、ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護に関する法律(「ドッド・フランク法」)によって加わった「ボルカー・ルール」と称される1956年銀行持株会社法(その後の改正を含む。)の一節により課される取引・投資規制、包括的なデリバティブ規制、コモディティ規制、市場構造規制、消費者保護規制、マネーロンダリング防止、テロ資金供与および不正腐敗防止に関する規則および規制、税法および解釈、反トラスト法、取引報告義務、重要な非公開情報を含む秘密情報の悪用防止に関する義務、記録保持義務、拡大された信託義務および開示要件ならびに人工知能およびトークン化をはじめとする新たな技術に関する法令等の対象となっている。

新たな法律、規則、規制および指針、モルガン・スタンレーによる法律、規則、規制および指針遵守の取組みの継続的な実施またはこれらの改正(法律、規則、規制および指針の範囲、適用、解釈や執行の変更を含む。)は、モルガン・スタンレーの事業の収益性や保有資産の価値に大きく影響し、モルガン・スタンレーの法人所得税費用や実効税率に影響し、モルガン・スタンレーに追加的な責任の法理および費用の負担を課し、事業実務の変更を求め、もしくは事業の廃止を余儀なくし、モルガン・スタンレーの配当支払能力および自己株式買戻能力に悪影響を及ぼし、または、モルガン・スタンレーの株主もしくは債権者に不利に影響するような方法を含め、モルガン・スタンレーに資本の調達を要求する可能性がある。

さらに、外国の政策決定機関および規制当局が課している規制上の規則はモルガン・スタンレーが服する米国規制に矛盾または抵触する可能性があるため、モルガン・スタンレーに悪影響が及ぶおそれがある。

大手金融機関の秩序ある破綻処理を促進するための米国またはその他の法域の規制要件および戦略が適用されることにより、モルガン・スタンレーが発行する有価証券の保有者は、より大きな損失のリスクにさらされ、モルガン・スタンレーは他の規制の適用を受けるおそれがある。

モルガン・スタンレーは、重大な財政難または破綻に陥った場合に米国連邦破産法に基づき迅速かつ秩序ある破綻処理を行うための戦略を定めた破綻処理計画をFRBおよびFDICに2年おきに提出する義務を負う。FRBおよびFDICが、モルガン・スタンレーが提出した破綻処理計画が信頼性に欠けるまたは秩序ある破綻処理の促進に資しないと共同で判断し、モルガン・スタンレーが規制当局から指摘された不備に対処することができない場合、モルガン・スタンレーまたはモルガン・スタンレーの子会社は、より厳格な資本、レバレッジまたは流動性要件を課されるか、自社の成長、活動または業務を制限される可能性があり、また、2年間が経過した後に、モルガン・スタンレーは、資産または事業の売却を求められるおそれがある。

また、一定の手続の履践を条件として、モルガン・スタンレーは、米国連邦破産法に基づく破綻処理の対象となる代わりに、ドッド・フランク法タイトルIIに基づく秩序ある清算権限のもと、FDICをレシーバーとする破綻処理手続がモルガン・スタンレーに適用される可能性もある。秩序ある清算権限に基づきFDICが有する、債権者が有する各債権の順位を考慮せず、特定の状況においては、似た境遇にある債権者に異なる扱いを適用する権能(一定の制限に服する。)は、モルガン・スタンレーの無担保債務の保有者に悪影響を及ぼすおそれがある。

また、モルガン・スタンレーの破綻処理計画において米国連邦破産法に基づくシングル・ポイント・オブ・エントリー(「SPOE」)破綻処理戦略が企図され、FDICも米国のグローバルなシステム上重要な銀行について秩序ある清算の権限に基づく自己の権能を行使する方法としてSPOE破綻処理戦略を採用する意向を示していることから、モルガン・スタンレーの破綻処理計画が実施されるにせよ、秩序ある清算権限に基づき破綻処理手続が開始されるにせよ、合理的に予測される結果は、SPOE破綻処理戦略の適用であると考えられる。SPOE破綻処理戦略は一般に、一部の子会社が破綻処理戦略の実施に必要なリソースを有するように、モルガン・スタンレーが、十分な資本および流動性を当該子会社に提供することを企図しており、モルガン・スタンレーは、当該事業体との間で、かかる資本および流動性を当該事業体に提供することを定める担保付修正再表示サポート契約を締結している。

さらに、モルガン・スタンレーの直接完全子会社であるモルガン・スタンレー・ホールディングス・エルエルシー(「資金調達中間持株会社」)が破綻処理のための資金調達ビークルとして機能している。モルガン・スタンレーは、資金調達中間持株会社に一部の資産を譲渡しており、また、継続的に譲渡することに同意している。破綻処理シナリオが生じた場合、モルガン・スタンレーの子会社の株式および一定のその他の資産を除き、修正再表示サポート契約の条件に基づき抛出可能なモルガン・スタンレーの重要な資産の全部を、資金調達中間持株会社に抛出することを義務付けられる。資金調達中間持株会社は、担保付修正再表示サポート契約の条件に従い、一定のサポート対象子会社に資本および流動性(場合による。)を提供することを義務付けられる。

修正再表示サポート契約に基づくモルガン・スタンレーおよび資金調達中間持株会社それぞれの債務は、多くの場合、モルガン・スタンレーの資産(モルガン・スタンレーの子会社の株式および一定のその他の資産を除く。)および場合により資金調達中間持株会社の資産によって優先的に担保される。その結果、モルガン・スタンレーの一定のサポート対象子会社(資金調達中間持株会社を含む。)がかかる担保資産に関してモルガン・スタンレーの資産に対して有する請求権は、実質的に、モルガン・スタンレーの無担保債務に優先する。

SPOE破綻処理戦略は、モルガン・スタンレーの破綻処理計画に基づき適用されるか、秩序ある清算の権限に基づく破綻処理手続のなかで適用されるかにかかわらず、債権者全体にとってより良い結果がもたらされるようにすることを目的としているが、同戦略(担保付修正再表示サポート契約に基づくモルガン・スタンレーのサポート対象子会社に対するサポートの提供を含む。)が適用されることにより、モルガン・スタンレーが発行する有価証券の保有者に、モルガン・スタンレーに別の破綻処理戦略が適用された場合よりも大きな損失が発生しないという保証はない。

規制当局は、米国連邦破産法に基づくSPOE破綻処理戦略、秩序ある清算権限およびその他の破綻処理制度を推進するために様々な措置を講じ、または提案している。例えば、FRBは、米国のグローバルなシステム上重要な銀行に該当する、モルガン・スタンレーをはじめとする一流銀行持株会社に対して、株主資本および適格長期負債を含む、十分なTLACの維持を義務付けている。これは、かかる銀行持株会社の破綻時に、SPOE戦略が適用される場合は、負債を株式に転換することや、適格TLACに損失を負わせることによって資本を再構築するのに十分な損失吸収力を有するよう確保することを目的としている。SPOE破綻処理戦略とTLAC要件が組み合わさることにより、納税者や政府による財政支援を要することなく、モルガン・スタンレーのサポート対象子会社の債権者に損失を負わせる前に、モルガン・スタンレーが発行する適格長期負債およびその他の形態の適格TLACの保有者がモルガン・スタンレーの損失を負うこととなる。

また、英国およびEU諸国を含む一部の法域においては、一定の無担保債務の元本を削減したり、一定の無担保債務を株式に転換したりすることによって、当該法域において設立された破綻事業体の資本を再構築する能力を破綻処理当局に付与するべく破綻処理制度をすでに変更している。かかる「ベイルイン」権限は、損失を株主および無担保債権者に割り当てることによって、破綻事業体の資本再構築を可能にすることを目的としている。これにより、モルガン・スタンレーが連結ベースで必要とする資本および流動性の全体的な水準が上昇する可能性があり、その結果、ストレス下にあるときを含め、モルガン・スタンレーの関連事業体の間で資本および流動性を効率的に分配するモルガン・スタンレーの能力が制限される可能性がある。米国外の規制当局も、大手金融機関の一定の子会社が、破綻時に損失を当該子会社からモルガン・スタンレーに、ひいては、モルガン・スタンレーが発行する有価証券の保有者に転嫁することとなるTLACを最低限の額維持するよう義務付ける要件を検討している。

モルガン・スタンレーは、規制上の制約または自己資本要件の改定により、配当を支払いまたはその他の資本措置を講じることを妨げられるおそれがある。

モルガン・スタンレーは、FRBによる包括的な連結監督、規制および検査(自己資本比率要件、ストレステストおよび資本計画に関するものを含む。)の対象となっている。モルガン・スタンレーは、少なくとも1年に1度、株主に対する配当支払、モルガン・スタンレーの流通有価証券の買戻しおよびモルガン・スタンレーが実施しようとするその他の資本措置について定めた資本計画をFRBに提出する。資本計画に記載した資本措置を講じるモルガン・スタンレーの能力は、特に、FRBが実施する監督上のストレステストの結果や、FRBにより課される自己資本比率要件のモルガン・スタンレーによる遵守状況に左右される。

また、FRBは、自己資本比率要件を改定して、資本措置を講じるモルガン・スタンレーの能力を制限する、より厳格な要件を課し、または、モルガン・スタンレーの営業費用を増加させ、資本措置を講じるモルガン・スタンレーの能力を妨げるその他の規制基準や制限を改定しもしくは課すおそれがある。

金融サービス業界は重大な訴訟に直面しており、広範な規制当局および法執行機関による調査の対象となっているため、モルガン・スタンレーの評判が損なわれまたはモルガン・スタンレーが法的責任を負うおそれがある。

モルガン・スタンレーは国際的な金融サービス会社として、事業を行うすべての国において政府や自主規制機関による調査および手続の対象となるリスクに直面している。かかる調査および手続や課される制裁および罰金の金額は、金融サービス業界に引き続き影響を与えている。一部の米国および外国の政府機関は、金融機関に対する刑事訴訟を提起し、または、金融機関について刑事上の有罪判決、有罪答弁、起訴猶予合意もしくは訴追免除合意を求めている。モルガン・スタンレーに対し重大な規制上の措置または法執行措置が講じられた場合、モルガン・スタンレーの事業、評判、財政状態または経営成績が重大な悪影響を受け、モルガン・スタンレーの民事訴訟リスクが高まるおそれがある。

これらの当局による調査および手続の結果、不利益な判決、和解、罰金、制裁、不当利得返還、原状回復、没収、差止めその他の処分を課せられるおそれがある。また、かかる調査および手続には、モルガン・スタンレーが特定の行為を行ったことを認めるという要件がこれまで含まれており、今後含まれる可能性があり、その結果民事訴訟リスクが高まるおそれがある。さらに、かかる措置により担保に関する影響が生じており、今後生じる可能性がある。例えば、上記のような事由により、モルガン・スタンレーの事業の一部の遂行能力が影響を受けたり、または制限を受けたりするおそれがある。

モルガン・スタンレーは、一部の調査および手続の解決の一環として、所定の措置を講じるよう求められており、今後もその可能性があり、かかる措置を講じなかった場合、民事および刑事双方の追加的な調査または手続ならびに追加的な制裁、罰金、判決その他の処分等の不利益な結果につながるおそれがある。

ドッド・フランク法は、証券またはコモディティ関連法令の違反に関して執行措置を成功に導くような情報を米国証券取引委員会(「SEC」)または米国商品先物取引委員会(「CFTC」)に提供した内部告発者に対して報酬を与える。この報酬により、モルガン・スタンレーがSECまたはCFTCから受ける調査の数は増加する可能性がある。

モルガン・スタンレーは随時、グローバルで多様な総合金融サービス機関としての通常の事業活動に関連して各種の訴訟(仲裁および集団代表訴訟等を含む。)の被告とされあるいは規制当局が行う調査および手続の対象とされており、これらの係属中または提起されるおそれのある訴訟または規制措置のなかには、多額の補償的・懲罰的損害賠償や不特定額の損害賠償が請求されるもの、またはモルガン・スタンレーに不利益な重大な制裁、罰金その他の結果をもたらす可能性のあるものもある。

また本来は主たる被告となるべき第三者事業体がすでに破産していたり、財政危機に直面していたりする事例や、適用ある補償義務を履行することができない事例もある。反トラスト訴訟等の別の事例においては、他の機関も関与する共謀の容疑に関し、三倍損害賠償またはその他の救済を求める、他の被告との連帯責任を追及する請求の対象となる場合もある。モルガン・スタンレーはさらに、他の大企業と同様、従業員の不正行為(ポリシー、法律、規則および規制に対する違反や秘密情報の不適切な使用または開示を含む。)や不適切な営業慣行その他の行為のリスクにもさらされている。

利益相反に適切に対処できない場合、モルガン・スタンレーの事業および評判は悪影響を受けるおそれがある。

モルガン・スタンレーは、国際的な金融サービス会社として事業法人、政府、金融機関および個人等の多数かつ多様な顧客に対し商品およびサービスを提供しているため、通常の業務の過程で利益相反が生じるおそれがある。例えば、モルガン・スタンレーと顧客の間もしくは顧客同士の間において、従業員とモルガン・スタンレーもしくは顧客との間で、またはモルガン・スタンレーが顧客の債権者となりうる状況において利害関係に相違があった場合、潜在的な利益相反を生じることがある。また、モルガン・スタンレーは、モルガン・スタンレーによる買収によるものを含め、複数のブランドおよびビジネスチャネルも活用しており、モルガン・スタンレーの全社一体型(Integrated Firm)の取組みの一環としても、事業セグメントを越えた連携の強化を引き続き図っていくため、潜在的な利益相反や不適切な情報共有のリスクが高まるおそれがある。

モルガン・スタンレーは、潜在的な利益相反の特定および対応を目的とした方針、手続および制度を設けるとともに、かかる潜在的な利益相反を管理するために、開示の活用等の様々な施策を講じている。しかしながら、潜在的な利益相反の特定および低減は複雑かつ困難であることがあり、メディアによる注目や規制当局による調査の対象とされるおそれがある。現に、利益相反状態を生ずるに留まるのみと思われた行為が、実際の利益相反の可能性は低減されているにもかかわらずモルガン・スタンレーの評判を危険にさらすおそれもある。そのため、潜在的な利益相反によって、新たな訴訟が提起されたり強制的な措置が採られたりする可能性もあり、これが利益相反の可能性のある取引を行うおうとする顧客の意欲を減退させ、モルガン・スタンレーの事業および評判に悪影響を及ぼすおそれがある。

モルガン・スタンレーを管轄する規制当局は、特定の取引の綿密な調査等によりモルガン・スタンレーの活動に潜在的な利益相反がないかを精査する権限を有する。例えば、モルガン・スタンレーはFRBの監督に服する銀行持株会社であることから、モルガン・スタンレーの米国銀行子会社とその関連会社との間の取引についてFRBによる直接の監視下に置かれている。さらに、モルガン・スタンレー

は、ボルカー・ルールに基づき、モルガン・スタンレーと顧客との間の一定の取引について、規制上の監視を受けている。

モルガン・スタンレーの事業活動に関するその他のリスク

モルガン・スタンレーは金融サービス会社等との厳しい競争に直面しており、このためにモルガン・スタンレーの収益および収益性に重大な悪影響を及ぼす価格圧力が生ずる可能性がある。

金融サービス業界およびモルガン・スタンレーの事業のすべての側面における競争は大変激しく、この状況は今後も変わらないものと予想される。モルガン・スタンレーは、米国内外で金融およびそれに付随するサービスを提供する商業銀行、国際投資銀行、地方銀行、ブローカー・ディーラー、プライベート・バンク、登録投資顧問、デジタル投資プラットフォーム、伝統的および代替的なアセット・マネジャー、金融テクノロジー企業等とも競合している。モルガン・スタンレーは、取引の実行、資本や資本調達、商品とサービス、イノベーション、テクノロジー、評判、リスク選好および価格等のいくつかの要素に基づいて競争を進めている。

モルガン・スタンレーは、同一の顧客や資産について競合しているか、または個人顧客や法人・機関投資家顧客に対して類似の商品・サービスを提供している、定評のある金融サービス会社や、非金融企業およびトークン化等の技術革新に焦点を当てた事業モデルを含む新興企業に起因する競争の激化を米国内外で経験しており、今後もその可能性がある。また、モルガン・スタンレーは、より規模が大きいか、もしくはより資本力が高いか、または今後そうなる可能性のある金融機関等や、特定の地域または商品においてより強い局所的プレゼンスを有するか、より長い営業実績を有する金融機関等と今後も競合するため、競争はより激化する可能性がある。

モルガン・スタンレーは、上記のような要因や一部の競合他社が価格や手数料の引下げ、預金金利の引上げ、委託手数料その他の手数料の廃止や、その他より有利な取引条件の提示によって市場シェアの獲得を図ることにより、価格圧力を受けており、今後も受ける可能性がある。加えて、モルガン・スタンレーの競合他社の一部は、モルガン・スタンレーと異なる、または場合によってはモルガン・スタンレーに比べて緩やかな法務・規制上の制度に従っており、モルガン・スタンレーは競争において不利な状況に置かれている。

取引市場の自動化ならびに新たな技術の導入および適用によりモルガン・スタンレーの事業に悪影響が及び、競争の激化につながるおそれがある。

モルガン・スタンレーはいくつかの事業で依然として価格競争に直面している。特に、取引所、スワップ執行ファシリティおよびその他の自動化されたトレーディング・プラットフォーム上で有価証券、デリバティブその他の金融商品を電子的に売買できることや、生成人工知能やトークン化を含む新たな技術が導入および適用されることにより、引き続き収益に対する圧力が生じる可能性がある。さらに多くの市場がより自動化されたトレーディング・プラットフォームに移行するにつれ、自動化された電子市場を直接に利用する傾向は今後も継続するものとみられている。モルガン・スタンレーは、上記およびその他の分野において競争圧力を受けており、今後も競争圧力を受け続けるおそれがある。

優秀な従業員の維持および確保はモルガン・スタンレーの事業が成功するために不可欠であり、これが維持または確保できない場合にはモルガン・スタンレーの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

人材は最も重要な資産である。モルガン・スタンレーは、優秀かつ有能な人材を維持・確保するべく他社と競争している。能力の高い従業員を維持・確保し、組み入れることができず、重要な役割を成功裏に移行することができず、または競争上の優位性を保つために必要な水準または形態において維持・確保し、組み入れることができない場合、競争上の優位性および経営成績を含むモルガン・スタンレーの業績は重大な悪影響を受けるおそれがある。優秀かつ有能な人材を維持・確保するモルガン・スタンレーの能力は多数の要因に左右されるが、かかる要因の一部はモルガン・スタンレーの支配の及ばないものである。

低い失業率、堅調な雇用市場ならびに従業員の期待、懸念および嗜好の変化等の要因によって、従業員を維持・確保するために必要な報酬費用は増加し、有能な人材をめぐる市場の競争はさらに激化する可能性がある。金融業界においては、従業員報酬に対して他の業界と比べてより厳しい規制が課せられており、また課せられ続ける可能性があり、このことは競合他社に影響を及ぼす場合もあれば、及ぼさない場合もある。モルガン・スタンレーの報酬実務はこのようにより厳しい規制によって形成されており、その結果最も優秀な従業員を雇用・維持するモルガン・スタンレーの能力に悪影響が及ぶおそれがある。

モルガン・スタンレーは国際的に事業展開しているため、政治、経済、法律、コンプライアンス、税務、営業、フランチャイズ上その他多数のリスクにさらされており、モルガン・スタンレーの事業に様々な悪影響を及ぼすおそれがある。

モルガン・スタンレーは多数の国で事業展開する企業が避けることのできない、国有化、強制収用、価格統制、資本規制、為替管理、租税、賦課金および関税の増加、サイバーセキュリティ、情報の移転・外部委託に関する規制、新たな技術の利用に関する規制当局の監視、一定の種類の外国・資本市場活動の禁止、クロスボーダーでの上場に対する制限および政府によるその他の規制措置または

政治、行政における不安定性(米国と、中国をはじめとする重要な貿易相手国との間の緊張、世界各地における戦闘またはテロ行為の発生、ならびにそれに伴う世界経済・地域経済およびモルガン・スタンレーの営業に対する潜在的な影響を含む。)等の可能性を含む、政治、経済、法律、コンプライアンス、税務、営業、フランチャイズ上その他多数のリスクにさらされている。証券・金融サービス業界や多国籍企業に適用される法令は、多くの国で不確定的かつ常に改正を繰り返し、突如変更されることがあり、または米国の法律と一致しないことがある。各市場における現地法の具体的な要件を判断したり、法改正に適応したりすることも困難な場合があり、結果的にモルガン・スタンレーの事業に悪影響が及ぶおそれがある。ある市場の現地法を継続的に遵守できない場合、当該市場で行う事業のみならず、モルガン・スタンレーの全般的な評判に対しても重大な悪影響を及ぼすおそれがある。またいずれの場合も、モルガン・スタンレーの企図する取引について法的に履行を強制できないというリスクにもさらされることになる。

多くの新興市場諸国が通貨の大幅な切下げ、ソブリン債の債務不履行または潜在的な債務不履行、資本規制および為替管理、インフレ率の上昇ならびに経済の低成長やマイナス成長をはじめとする政治面、経済面または金融面での深刻な混乱を経験している。国によっては、犯罪や汚職、および治安や個人の安全に関する問題も存在する。このような状況は、モルガン・スタンレーの事業に悪影響を及ぼし、かつ金融市場全体の変動性を高める可能性がある。

世界的な流行病その他の広範囲に及ぶ健康面での危機、自然災害、気候関連の事象、テロ行為もしくは軍事行為、または社会的もしくは政治的緊張により、新興市場や世界経済の他の分野にモルガン・スタンレーの事業に悪影響を及ぼすおそれのある経済、金融上の混乱を招き、あるいはモルガン・スタンレーの世界各国における事業の管理能力または遂行能力が損なわれるおそれのある移動制限やサプライチェーンの複雑化等の営業上の困難につながる可能性がある。

米国の会社として、モルガン・スタンレーは米国財務省外国資産管理局(OFAC)やこれに類する多国籍機関および世界中の政府機関による経済制裁および禁輸措置を遵守する必要があるが、これらは現地法律とは相反する場合がある。モルガン・スタンレーおよびその子会社の一部はまた、米国およびモルガン・スタンレーが事業を行う法域において適用される、銀行秘密法、米国連邦海外腐敗行為防止法および英国贈収賄防止法等のマネーロンダリング防止法または反汚職法の適用を受ける。かかる制裁や禁輸措置、マネーロンダリング防止法または反汚職法に違反した場合、モルガン・スタンレーおよび個々の従業員は、規制当局の強制措置や民事および刑事上で多額の制裁金・罰金に処せられる可能性がある。

モルガン・スタンレーは、買収、資産売却、合併事業、パートナーシップ、少数株主持分の取得または戦略的提携において、期待した価値すべてを獲得することができないおそれがあり、また、一部の買収によって、モルガン・スタンレーの事業に新たなリスクが生じ、またはリスクが増大するおそれがある。

モルガン・スタンレーは、従前または今後の買収、資産売却、合併事業、パートナーシップ、少数株主持分の取得または戦略的提携(株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとの提携を含む。)に関連し、オペレーショナル・リスクおよびその他のリスクを伴う可能性のある対象事業およびシステムの結合、移転、分割または統合(会計、データ処理、技術等のシステム、経営管理および法人を統合または分割するニーズ、ならびに顧客、取引先および提携先との関係を統合するニーズを含む。)に係る様々なリスクおよび不確実性に直面する。このような戦略的計画の一部や、その統合により、モルガン・スタンレーの費用は増加する可能性があり、また財務上、経営上およびその他のリソースの追加も余儀なくされる可能性がある。

合併、パートナーシップおよび少数株主持分の取得の場合にはさらに、モルガン・スタンレーの統制下にないシステム、管理および人員に関連した債務、損失またはフランチャイズおよび評判の低下に左右され、またこれらの被害を受ける可能性があるため、追加的なリスクと不確実性がある。また、モルガン・スタンレーといずれかのパートナーとの間で対立または意見の不一致が生じた場合、関連するパートナーシップを通じて予定していた利益に不利な影響を与える場合もある。

モルガン・スタンレーの買収済みの事業、売却資産または投資対象の統合もしくは分割が順調に進み、または期待した利益および相乗効果のすべてを生み出せるかについては何らの保証もない。モルガン・スタンレーが従前または今後の買収事業または売却資産を順調に統合または分割できない場合(取得した事業体のプロセス、ポリシーおよび手続をモルガン・スタンレーの基準に一致させることを含む。)、モルガン・スタンレーの業績、財政状態およびキャッシュ・フローが重大な悪影響を受けるリスクがある。

モルガン・スタンレーは、既存事業の拡大や新商品の導入を含め、事業における一定の取組みにより、モルガン・スタンレーの顧客やアカウント・プロフィールに変化が生じたり、従前にはモルガン・スタンレーの顧客や取引先の基盤に属していなかった個人や事業体と直接間接に関わったりすることで新たな資産クラス、サービス、競合相手や新たな市場に対するエクスポージャーを得る可能性がある。こうした事業活動により、モルガン・スタンレーは新たなかつ増強したリスク、事業活動に対する規制当局の監視の強化、信用関連リスク、ソブリン・リスク、コンプライアンス・リスクおよびオペレーショナル・リスクの増大ならびに資産の運用もしくは保有方法またはサービスの提供方法に関するフランチャイズ上および風評上の懸念にさらされることとなる。

当社は金融子会社であるため、独立した事業を展開しておらず、また独立した資産を保有しない見込みである。

モルガン・スタンレーに係る主要なリスクは、個別の事業体としての当社またはモルガン・スタンレー・グループの一員としての当社にとっても主要なリスクとなる。

当社は、有価証券の発行および管理以外の独立した事業を展開しておらず、また当社有価証券の保有者が破産、破綻処理または同様の手続に際し当該有価証券に関する請求を行った場合において当該保有者に分配可能な独立した資産を保有しない見込みである。したがって、当該保有者が受けられる補償は、モルガン・スタンレーが関連する保証に基づき提供する補償に限定され、かかる保証は、モルガン・スタンレーが現在または将来において負担する他のあらゆる未払の無担保非劣後債務と同順位のものとなる。ただし、倒産等の場合には、債権者の権利に影響を及ぼす法律により許容される範囲に限られる。当社有価証券の保有者がかかる保証に基づき有する手段は、モルガン・スタンレーまたはその資産に対する単一の請求のみであるため、当社が発行する有価証券の保有者は、その請求がかかる手続においてモルガン・スタンレーの他の無担保非劣後債権者（モルガン・スタンレーが発行する有価証券の保有者を含む。）の請求に対して優先権を有さず、これと同順位のものとして取り扱われるべきものであることを想定すべきである。

以下の情報は、上記有価証券報告書の第一部 第3「事業の状況」2「事業等のリスク」に関する追加情報である。

本社債に関するリスク要因

本社債の価値または利回りは、為替相場および為替管理の影響を受けるおそれがある。

一般的な為替相場および為替管理リスク

本社債が投資家の自国通貨以外の通貨建てである場合、または本社債の支払が当該通貨の価値に連動して行われる場合、本社債に対する投資には重大なリスクを伴う。かかるリスクには、自国通貨と換算対象通貨の間の為替相場に重大な変動が生ずる可能性や、関係政府機関の為替管理が強制または修正される可能性を含む。これらのリスクは一般的に発行会社が制御できない経済上および政治上の事象に左右される。かかるリスクは、本社債に基づきなされるべき支払、ひいては、本社債の価値または利回りに影響を及ぼす可能性がある。

独自の検討および助言

投資家は、本社債が、その居住しまたは事業を営む国の通貨（自国通貨）以外の通貨建てであるか、自国通貨以外で支払われる場合、または本社債の支払が当該通貨の価値に連動して行われる場合の本社債への投資に伴う固有のリスクにつき、財務および法務顧問に相談するべきである。これに該当する本社債への投資は、外貨建取引に精通していない投資家には適切でない。投資予定者は各自、本社債への投資または本社債の保有に伴う明白かつ重大なリスクにかかわらず、独自の検討および状況に応じて適切であると思料する専門家の助言に基づき、自らによる本社債の取得が、(i)自己の（または、受託者としての資格において本社債を取得する場合は、受益者の）財務上のニーズ、目的および状態に完全に合致すること、(ii)（本社債を本人または受託者のいずれとして取得するかにかかわらず）自らに適用あるすべての投資方針、投資指針および投資制限に準拠し、完全に合致すること、ならびに、(iii)自ら（または、本社債を受託者としての資格において取得する場合は、受益者）に適しており、ふさわしく、かつ適切な投資対象であることを判断しなければならない。発行会社は、かかる投資予定者の居住国における本社債の購入もしくは保有または本社債に係る支払もしくは引渡しを受領に影響する可能性のある法律に基づき生じる事項について投資予定者に助言する責任を負わない。

投資家の投資に対する為替相場の影響

近年、一部通貨間の為替相場は非常に変動的となっており、この変動性は今後も継続するおそれがある。過去における特定の為替相場の変動が、本社債の期間に生ずる変動を示唆するとは限らない。投資家の自国通貨または本社債の支払通貨に対する相場の下落に伴い、本社債の実効利回りがその表面利率を下回り、投資家の自国通貨を基準とした場合、全体として投資家に損失が生じる可能性がある。また、為替に連動する社債またはワラントもしくは券面の特定の要項次第では、関連通貨の為替相場が変動することにより、その実効利回りが低下したり、該当する本社債の価値の全部または重要な部分を投資家が喪失したりする結果となる可能性がある。

投資家と決定代理人との間に利益相反が生じるおそれがある。

投資家と、発行会社および（該当する場合）保証会社の関係会社である決定代理人の間には利益相反が生じるおそれがある。

一部通貨の利用不能性

各国政府は、その時々において、関連する通貨の利用可能性に影響するような為替管理を強制してきており、今後もそのおそれがある。また実際の為替管理が行われていない場合でも、ある有価証券の支払期が到来した時点で、その適用通貨が利用可能でない場合もある。

本社債の流通市場での取引は制限されるおそれがある。

投資予定者は、本社債を満期まで保有する意思を有するべきである。本社債の流通市場の性質および範囲は予測不能であり、本社債については、流通市場がごく少数であるかまたは存在しない場合がある。そのため、本社債を保有しようとする者は、本社債の流動性をリスクとして考慮すべきである。本社債が取引所に上場されまたは相場表示システムで気配表示される場合でも、かかる事実は、同等の本社債が同様に上場または気配表示されない場合と比べて流動性が高くなることまたは低くなることを示唆するものではなく、発行会社はかかる上場または気配表示が永続的に維持されることを保証することはできない。本社債が上場または気配表示されない場合、本社債の売買にはより大きな困難が伴い、価格情報の透明性にも欠けるおそれがある。

さらに、発行会社は、本社債の一部の発行に関してユーロネクスト・ダブリンの公式上場リストへの登録および同証券取引所のグローバル・エクスチェンジ・マーケットでの売買の許可、もしくはルクセンブルグ証券取引所への上場および同証券取引所のユーロMTFマーケットでの売買の許可または他の上場機関、証券取引所および／もしくは価格決定システムにおける上場、売買および／もしくは気配表示の許可を申請することがあるが、上場の許可を得るには関連する上場要件が充足されなければならない。また流通市場が存在したとしても、投資家が本社債を容易に売却または取引するだけの十分な流動性を欠くおそれもある。モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーおよびモルガン・スタンレーの他の関連会社は、随時本社債のマーケットメイクを行いうるが、いずれもこれを要求されるものではない。いずれかの時点でモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーおよびモルガン・スタンレーの他の関連会社がマーケットメイクを行わなくなった場合、本社債に関して流通市場がごく少数となるかまたは存在しなくなるおそれがある。このことは、本社債の投資家が随時本社債を売却する能力に影響を及ぼす可能性がある。

投資家は株主としての権利を有していない。

投資家は、本社債の所有者として、議決権もしくは配当、利息その他の分配の受領権（適用ある場合）、またはその他の裏付となる有価証券、ETFその他のファンド、指数もしくは先物取引に関する権利を何ら有しないことを認識すべきである。

為替相場が判決価額に影響を及ぼすおそれがある。

本社債およびこれに起因しまたは関連して生じた一切の契約外の義務は、英国法に準拠する。英国の裁判所は本社債の表示通貨で判決を行う権能を有するが、その裁量によりこれを拒否することがある。本社債の表示通貨ではない通貨で判決が行われた場合、投資家はこれに関連して為替リスクを負うことになる。

本社債は最終償還日前に償還されるおそれがある。

一定の本社債について何らかの理由により期限前に償還され、または終了する場合、発行会社が支払う金額は、本社債が満期または期間満了日に償還または決済された場合に支払われる金額を下回る場合がある。

また、発行会社に債務不履行事由があり、本社債の期限の利益を喪失した状況において、投資家は発行会社または（場合により）保証会社に対し、当該本社債の期限前償還または期限前の終了に係る金額について無担保の請求権を有することになる。

包括様式による本社債

包括記名証券（下記において定義する。）はユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ヴィー（「ユーロクリア」）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（「クリアストリーム・ルクセンブルグ」）ならびに／または適用されるプライシングサプリメントに特定されるその他の決済機関（かかる機関を、以下「関連決済機関」という。）により、またはこれを代理して保有される場合があるため、投資家は、譲渡、支払および発行会社との連絡についてはこれらの機関の手續に依拠しなければならない。

証券法に基づくレギュレーションSに従い販売される記名式で発行された本社債は、恒久包括記名証券（それぞれ「包括記名証券」）に対する持分によって表章されることがある。この包括記名証券は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグのノミニーマンで登録され、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグを代理して共同預託機関に預託される。

包括記名証券に対する持分は、（場合により）ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグまたはDTCの預託機関を含む、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグおよびその直接・間接の参加者が維持する記録に表示され、その譲渡は、かかる記録を通じてのみ有効となる。本社債の保有を証する個別記名証券は、特定の限られた状況においてのみ入手可能である。

本社債が一または複数の包括記名証券により表章されている間、発行会社は関連決済機関による口座保有者への分配を通じて支払を行うことにより本社債に基づく支払義務を履行する。包括記名証券に対する持分の保有者は、関連する本社債に基づく支払の受領に関して、関連決済機関の手續に依拠しなければならない。発行会社および保証会社のいずれも、包括記名証券の受益権に関連する記録の維持、またはかかる受益権との関係で行われた支払につき、一切の責任または義務を負わない。

包括記名証券に対する受益権の保有者は、関連する本社債につき議決権を行使する直接的な権利を有しない。当該保有者は上記に代えて、関連決済機関により、適切な代理人を任命し得るという範囲でのみ、権利行使することが認められている。

信用リスク

本社債の保有者は、発行会社および／または保証会社の信用リスクを負う。かかる信用リスクとは、本社債の元本、利息その他の支払いの計算方法にかかわらず、発行会社および／または保証会社が、かかる本社債に基づく義務を充足できないリスクである。発行会社および／または保証会社が本社債に基づく義務を充足できない場合、投資家が本社債から得る利益に重大な悪影響を及ぼし、投資家は、最大で自己の投資の全額を失うおそれがある。

本社債は、発行会社又はモルガン・スタンレーの他の債務とのクロス・デフォルトを構成しない。モルガン・スタンレーによる誓約の不履行又は破産、支払不能若しくは会社更生の事由は、本社債の期限の利益喪失事由を構成しない。

本社債は、発行会社又はモルガン・スタンレーの他の債務とのクロス・デフォルトを構成しない。さらに、保証人としてのモルガン・スタンレーによる誓約の不履行又は保証人としてのモルガン・スタンレーの破産、支払不能若しくは会社更生の事由は、本社債の期限の利益喪失事由を構成しない。本社債の保有者は、発行会社若しくはモルガン・スタンレーの他の債務における不履行の場合、又は保証人としてのモルガン・スタンレーの誓約の不履行、破産、支払不能若しくは会社更生の事由が生じた場合において、発行会社に対し本社債の償還を請求する権利を有さないことを認識すべきである。

発行会社または保証会社は社債権者の同意を得ることなく代替される可能性があり、また、代替は、投資家に対して不利な米国連邦所得税上の影響をもたらす可能性がある。

発行会社または保証会社は、社債権者の同意を得ることなく、また、一定の条件が充足されることを前提として、発行会社または保証会社の地位をモルガン・スタンレーもしくはモルガン・スタンレーの子会社またはモルガン・スタンレー・グループ法人以外の法人に代替させることに同意することができる。かかる代替の結果、本社債の価値が低下する可能性がある。また、発行会社が、発行会社の地位を別の事業体に代替させる場合、本社債の保有による税務上の影響（源泉徴収税に係る影響を含む。）が変化する可能性がある。本社債について源泉徴収が求められた場合でも、追加額の支払を行うことを要しない。発行会社の代替により、米国連邦所得税上、本社債がみなし課税対象交換となることがあり、その場合、損益の認識が要求されることがある（また、米国連邦所得税制上債務として扱われる本社債の場合、代替後は代替時の事実関係によって異なる利息発生要件が課されることがある。）。

修正および放棄

本社債の社債要項には、社債権者の一般的な利益に影響を及ぼす事項について検討するための社債権者集会の招集に係る規定が含まれている。同規定により、所定の多数社債権者は、当該集会に出席せず議決権を行使しなかった社債権者およびかかる多数意見と反対の議決権行使をした社債権者を含む、該当する本社債のすべての社債権者を拘束することが許容される。

法改正

本社債の社債要項は、オフエリング・サーキュラーの日付現在の英国法に準拠している。オフエリング・サーキュラーの日付以降生ずるおそれのある司法判断または英国法の改正または英国の行政実務上の変更による影響については何らの保証も与えることができない。

税務上考慮すべき事項

一定の投資家について、特別な税務上の考慮が必要な場合がある。投資を行おうとする者は、この投資が税務上意味するところを判断するため、自身の税務顧問に相談するよう推奨される。非米国人保有者は、社債の実質的所有者が必要書類を源泉徴収代理人に提出する場合を除き、米国の源泉徴収課税を課される。法律上租税の源泉徴収または控除が求められる場合、社債に関する支払は適用される源泉徴収税の差引後の純額で行われ、かつプライシングサプリメントにおいて別段の記載がない限り、当社は非米国人保有者に対し源泉徴収額に関して追加的な支払を行うことを求められない。

大幅な割引価格または割増価格で発行される本社債

元本金額から大幅に割引または割増された価格で発行される本社債の市場価値は、通常の金利の変動に対して、一般的な利付きの本社債の価格よりも大きく変動する傾向にある。一般的に、そのような本社債は、同等の満期期間の一般的な利付きの本社債と比べた場合に、満期までの残存期間が長いほど、価格の変動も大きくなる。

インフレーションに関するリスク

インフレーションとは、時間の経過とともに物価が上昇し、貨幣の購買価値が下落することをいう。インフレーションの影響により、同額の金銭で購入できる商品やサービスは時間の経過とともに減少する。

また、本社債への投資の実質リターン（または利回り）は、インフレーションによって減少する。したがって、インフレ率が高いほど本社債の実質利回りは低くなり、インフレ率が本社債の利回りと同じまたはそれ以上であれば、本社債の保有者が達成できる実質利回りはゼロまたはマイナスになる。このように、インフレーションは本社債の価値およびリターンにマイナスの影響を及ぼす可能性があり、本社債を購入する前にインフレーションの潜在的影響（本社債について定められた期間中にインフレ率が上昇すると予想される場合を含む。）を検討する必要がある。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

社債の名称： モルガン・スタンレー保証付 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー
2041年8月30日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債

発行年月：2026年8月28日

券面総額又は振替社債の総額：25,000,000豪ドル（円貨額2,843,500,000円）

償還額：該当なし

提出会社の最近事業年度末日の未償還額：該当なし

上場金融商品取引所または登録認可金融商品取引業協会名：該当なし

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

（1）【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度2025年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
令和8年6月29日関東財務局長に提出

②【半期報告書】

該当事項なし

③【臨時報告書】

上記①の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（令和８年７月31日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第１号の規定に基づき臨時報告書を令和８年７月17日に関東財務局長に提出

④【訂正報告書】

該当事項なし

（２）【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

３【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし